

社協・地域福祉事業推進プロジェクト報告書

～地域共生社会の実現、包括的支援体制の構築にむけて～

2020（令和2）年3月



社会福祉法人
神奈川県社会福祉協議会
市町村社協部会

社協・地域福祉事業推進プロジェクト報告書

～地域共生社会の実現、包括的支援体制の構築にむけて～

《目次》

はじめに — 社協・地域福祉事業推進プロジェクト設置の背景	1
第1章 地域共生社会の実現にむけた動向	2
1. プロジェクト推進の経緯 ～ 国の動向を踏まえつつ	2
2. 「地域共生社会推進検討会最終とりまとめ」の概要	6
3. 「包括的な支援体制構築」に向けての社会福祉協議会の取り組み視点	8
第2章 社協・地域福祉事業推進プロジェクトの取り組みから	
～社協に向けられる地域福祉推進の共通課題～	12
1. 急がれる包括的な支援体制の構築	12
2. 窓口一本化、ワンストップサービスと誤解される「総合相談」	14
3. 日常生活圏域における課題とは	15
4. 介護の社会化、支え合いの地域づくりに向けて	16
5. 地域福祉の計画化	18
6. 私たち社協職員はどうあるべきか	19
7. その他、連携・協働の促進等について	21
第3章 社協が目標に向かって歩んでいくために（メッセージ）	22
《資料編》	29
1. 「社協の総合相談」に関するヒアリング（概要）	29
（1）藤沢市社協 （2）小田原市社協 （3）茅ヶ崎市社協 （4）葉山町社協	
2. 社協・地域福祉事業推進プロジェクト	42
3. 地域福祉をめぐる国、全社協、県社協（市町村社協部会等）の動き	44
4. 参考資料・図書	46

《略語》

プロジェクト＝社協・地域福祉事業推進プロジェクト

地域共生社会推進検討会＝地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

プラン＝ニッポン一億総活躍プラン

最終とりまとめ＝地域共生社会推進検討会最終とりまとめ

県社協＝神奈川県社会福祉協議会

全社協＝全国社会福祉協議会

S C＝生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

地区ボラセン＝地区ボランティアセンター

包括C＝地域包括支援センター

C S W＝コミュニティソーシャルワーカー

はじめに

— 社協・地域福祉事業推進プロジェクト設置の背景

■「かながわの社協 2014」からの状況変化－「地域共生社会」の実現に向けて

神奈川県社会福祉協議会（以下、「県社協」とする）市町村社協部会では、生活困窮者自立支援制度の創設を目前に、「住民・関係者との協働による地域福祉を進める団体」である社協の役割と可能性を見据え、「かながわの社協からの提案 2014～住民が抱える生活課題の解決に向けて」を発行した。提案では「個別支援」と「地域支援」の一体的推進による総合的な事業推進を「社協の総合相談」と整理するとともに、社協における総合相談の具体的な取組み指針として「これからの『社協の総合相談』の確実な展開にむけて」も併せて発行した。

それから5年が経過する中で、生活困窮者自立支援事業や生活支援体制整備事業などの新たな事業がスタートし、社協の事業体系にも変化が見られる。また、2016（平成28）年に国から出された「ニッポン一億総活躍プラン」では、住民の生活課題の複雑化等を背景に、制度や分野の枠組み、そして「支え手」「受け手」の関係性を超え、皆が手を取り合って暮らしやすい地域づくりを進める「地域共生社会」の必要性が示された。

その後、厚労省の「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」、そして今般最終とりまとめが出された「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（以下、「地域共生社会推進検討会」とする）での地域共生社会実現にむけた取り組み方策等の議論をもとに、2020（令和2）年度には社会福祉法改正が予定されている。

■社協・地域福祉事業推進プロジェクト設置の経緯

－社協の基本的な役割・理念を踏まえた整理

こうした社協を取り巻く状況変化を踏まえ、神奈川県の社協の現状・課題を整理するとともに、これからの社協の事業・活動の方向性について議論する場として、2019（令和元）年7月、市町村社協部会に市町村社協の事務局長や幹部職員、学識経験者をメンバーとする「社協・地域福祉事業推進プロジェクト」（以下、「プロジェクト」とする）を設置した。

プロジェクトでは、複数のテーマを設けて各社協の現在および今後の課題について5回にわたり検討を重ねるとともに、県社協（担当事務局）による藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、葉山町の各社協へのヒアリングを実施し、これからの社協の方向性について議論した。本報告書は、これらの検討結果をまとめたものである。

なお、今回のプロジェクトは、国の「地域共生社会推進検討会」の進捗も同時並行で見えていくこととなり、「地域共生社会」および「包括的支援体制の構築」にむけて、これからの市町村社協の「指針」が必要との意見が出た。このことをふまえ、本報告書とは別に「かながわの社協指針 2020」として、これからのかながわの社協の方向性を整理している。本報告書とあわせて、お読みいただきたい。

第1章

地域共生社会の実現にむけた動向 / 豊田 宗裕 (聖徳大学)

1. プロジェクト推進の経緯～国の動向を踏まえつつ

現在、われわれを取り巻く地域社会において、個人や家族が抱える生きづらさや生活問題はますます多様化・複雑化していると言える。近年、その問題が特に騒がれている「社会的孤立」などその関係性の貧困さがもたらす問題や、いわゆる 8050¹問題やダブルケアの問題、非正規雇用の増大による生活の不安定さの問題など、身近に起こっている生活問題は、その解決策を見出すことが一層難しくなっているように思える。

一方で、われわれが生活している地域社会そのものに目を向けてみると、血縁や地縁、地域社会が持つ共同体の機能がこれまで以上に脆弱化し、地域社会が従来持ち得ていた機能を維持していくことが難しい状況を迎えているといえよう。2008（平成 20）年の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告」では、「地域における新たな支え合い」の必要が提示され、そこに向けて様々な取り組みが実施されてきた。その後起こったリーマンショックや東日本大震災、また近年とみに被害が大きくなる豪雨などの自然災害により、地域社会における助け合いの形も、これまで以上に大きな転換が求められているのではないだろうか。

<図表-1 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関する経緯>

年 月	施 策
平成 27 年 9 月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等の在り方検討プロジェクト」報告）
平成 28 年 6 月	「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる
同年 7 月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
同年 10 月	地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）の設置
同年 12 月	地域力強化検討会 中間とりまとめ
平成 29 年 2 月	「地域共生社会」の実現にむけて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
同年 5 月	社会福祉法改正案の可決・成立
同年 6 月	改正社会福祉法の公布（改正法の附則において、公布後 3 年を目処として支援体制の検討を盛り込む）
同年 9 月	地域力強化検討会 最終とりまとめ
同年 12 月	社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成 29 年厚生労働省告示第 355 号） 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成 29 年 12 月 12 日局長通知）
平成 30 年 4 月	改正社会福祉法施行
令和 元年 7 月	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）中間まとめ
同年 12 月	地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ

資料：厚生労働省「地域社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国会議」（平成 29 年 9 月 25 日開催）より筆者作成

¹ 高齢の親と働いていない独身の 50 代の子とが同居している世帯

そのような中、現在の地域福祉の動向を示す最も重要なキーワードは「地域共生社会の実現」であることにはだれも異論はないものと思われる。この言葉が使われるようになったこの間の動向を最初におさえることで、「地域共生社会の実現」がどのように進められているのか、そして今回ここで検討した事項が何故重要なのかを考えてみたいと思う（図表-1）。

「地域共生社会の実現」という言葉は、国が閣議決定した 2016（平成 28）年 6 月の「ニッポン一億総活躍プラン」（以下、「プラン」とする）の中でとりあげられた言葉である。プランでは「地域共生社会の実現」というカテゴリーを設置し、次のように述べている。「子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」。²

この文章から見ても、「地域共生社会の実現」はひとつ福祉政策の領域に限ったものではなく、社会参加やまちづくりといった視点に立てば、保健・医療や住宅、生活環境の基盤の整備など、様々な領域に広がりを持って考えることの必然性を提起していると言えるだろう。さらにこのことは、今後の福祉政策、特に地域福祉政策における取組が様々な分野との連携を取りながら、これまであまり取り組むことのなかった多様な領域と手を組み、地域での生活支援のために積極的な取り組みを行うことの必要性を打ち出していると考えられる。そのためには、地域住民が抱える生活問題を的確かつ丁寧に拾い上げ、また様々な機関が手を取り合って問題の解決にあたることが望まれているといえるだろう。さらに、こうした問題の解決にあたっては、専門機関・団体や関係行政機関だけでなく、地域住民への積極的な働きかけを行い、問題を抱える住民の身近な周辺で支援が行われることの必要性を述べていると言える。そのためにも、市民（国民）が活躍できる機会や場面、環境の整備が必要であるということを、このプランでは打ち出しているとみることができるだろう。

プランではこの「地域共生社会の実現」に向けて、今後 10 年間ににおける具体的な検討施策のひとつとして「地域課題の解決力の強化」をあげており、その中で「総合的な相談支援体制づくりの必要性」の検討が打ち出されている（図表-2）。

² 「ニッポン一億総活躍プラン」首相官邸・本文 16 頁

<図表-2 「ニッポン一億総活躍プラン」で示された地域共生社会の実現に向けた工程>

介護職
ゼロの実現

安心した生活（地域課題の解決力強化と医療・福祉人材の活用）

⑨ 地域共生社会の実現

【国民生活における課題】

高齢、障害、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することが必要。

医療・福祉人材の確保に向けて、新たな資格者の養成のみならず、潜在有資格者の人材活用が必要。また、これにより、他の高付加価値産業における人材確保を同時に達成することが必要。

・有資格者のうち資格に係る専門分野で就業していない者の割合：
保育士 約6割（2015年度・推計）
介護福祉士 約4割（2013年度・推計）

【今後の対応の方向性】

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指す。あわせて、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。また、支援の対象者ごとに縦割りとなっている福祉サービスの相互利用等を進めるとともに、一人の人材が複数の専門資格を取得しやすいようにする。

【具体的な施策】

- ・地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPOなどが中心となって、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。
- ・多様な活躍、就労の場づくりを推進するため、公共的な地域活動やソーシャルビジネスなどの環境整備を進める。
- ・共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。
- ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、設置基準、人員配置基準の見直しや報酬体系の見直しを検討し、高齢者、障害者、児童等が相互に又は一体的に利用しやすくなるようにする。
- ・育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める。市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。
- ・医療、介護、福祉の専門資格について、複数資格に共通の基礎課程を設け、一人の人材が複数の資格を取得しやすいようにすることを検討する。
- ・医療、福祉の業務独占資格の業務範囲について、現場で効率的、効果的なサービス提供が進むよう、見直しを行う。

施策	年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	指標
地域課題の解決力の強化／福祉サービスの一体的提供／総合的な相談支援体制づくり 医療、介護、福祉の専門資格における共通の基礎課程の検討・業務独占資格の対象範囲の見直し		福祉サービスの一体的な提供について、運用上の対応が可能な範囲でガイドラインを策定	設備・人員基準や報酬体系の見直しを検討	検討結果を踏まえた対応を実施	格談支援体制づくりと地域課題の解決力強化について、モデル事業等を数年間実施する中で制度化を検討								2020年～2025年を目途に： 地域課題の解決力を強化する体制 全国展開 総合的な相談支援体制 全国展開 2021年度： 新たな共通の基礎課程の実施	
		「新時代に向けた地域共生社会の実現」が変えたい時代の指針として掲げた「地域共生社会の実現」(平成27年3月17日、厚生労働省)	各資格の履修内容に関する研究	新たな共通の基礎課程の具体案について検討・結論	各地域における体制の確立・充実									
			介護福祉士と准看護師相互の単位認定について検討	資格所持による履修期間短縮について、資格ごとに検討・結論。可能な資格から履修期間短縮を実施	新たな共通の基礎課程の実施 ※共通の基礎課程が一部資格にとどまる場合には、資格の範囲の拡大について継続検討・順次実施									
			福祉系国家資格を有する者に対する保育士養成課程・介護福祉士養成課程の一部免除について検討	単位認定拡大について、資格ごとに検討・結論。可能な資格から単位認定を実施	可能な資格から履修期間短縮を実施 ※共通の基礎課程創設後も、既取得者に適用									
			業務独占資格の業務範囲の見直しを継続的に検討・実施											

資料：首相官邸 閣議決定(平成28年6月)

これを受けて、国は同年7月厚生労働大臣を本部長とする「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、また事業の方向性を検討するため10月には「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」が設置され、具体的な施策実現に向けての検討がはじめられる。検討会では、改革の骨格としての論点を4つにまとめたが、そのうちの「地域課題の解決力の強化」と「地域を基盤とする包括的支援の強化」の2つの論点において、具体的な提案が示された(図表-3)。

<図表-3>

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化:高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年補正決定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

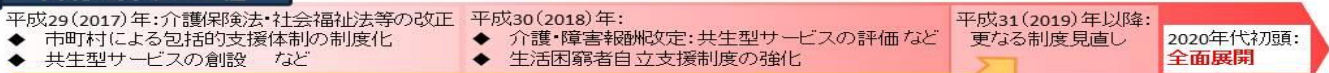
- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごととのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程



- 【検討課題】
- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
 - ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
 - ③共通基礎課程の創設 等

資料：厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（平成 29 年 2 月）

2017（平成 29）年 6 月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（改正法）」が公布され、この法律により「社会福祉法」も改正・公布された。改正社会福祉法では、1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を明記（第 4 条）、2. 「我が事・丸ごと」の理念実現のため、市町村が取り組むべき次の 2 つを支援体制づくりの柱として規定（(1) 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境基盤の整備、(2) 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくり）（第 106 条の 3 第 1・2 項）、3. 地域福祉計画の充実（第 107・108 条）の 3 点を盛り込み、「地域共生社会の実現」に具体的に乗り出すこととされ、2018（平成 30）年 4 月 1 日より施行されている。

さらにこのうち、2. で示した「地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制」については改正法の附則において、法律の公布後 3 年を目途として、この体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときにはその結果に基づいて所要の措置を講ずる旨が規定されており、その検討が 2019（令和元）年 5 月に厚生労働省内に設置された「地域共生社会推進検討会」において実施され、2019（令和元）12 月に最終とりまとめが発表された。

長い経緯説明になってしまったが、今回のプロジェクトにおける議論の目的はここにある。すなわち「地域共生社会の実現」のため、改正社会福祉法で示された「包括的支援体制の構築」とそれを具体化するための「地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制」をどのようにとらえるのか、またその具体的な実施のために「地域共生社会推進検討会」はどのようなことを具体策として提案しているのか、さらにはその提案は社協事業にどのような影響を及ぼそうとしているのか（特に総合的な相談の部分）という

ことである。

県社協では、2014（平成26）年3月に「かながわの社協からの提案 2014～住民が抱える生活課題の解決に向けて～」を発行し、多様化・複雑化する地域住民の生活課題解決に向けて、上述している「総合的な相談事業」の必要性を提案・推進してきている。すなわち、今日の社協事業の特徴でもある「個別支援」と「地域支援」の2つの機能を一体的に推進するため、総合的・包括的な視点から地域での生活課題をとらえ、それを社協事業に反映させていくことで、これまで見えにくく対応が困難であった問題に対して広く事業展開していくための重要な事業として、「総合的な相談事業」を位置づけているのである。ただこの間、国の動きとして生活困窮者自立支援制度の開始や生活支援コーディネーターの配置をはじめとする生活支援体制整備事業の実施など、制度の新設・拡充とともに取り組みの環境がずいぶん変化したことや、その変化の状況に対して各市町村社協の動きを十分に把握することができず、県社協としても支援方策をつかみかねているということも事実であると言えよう。

今回のプロジェクトでは、こうした状況を十分に踏まえたうえで、今後ますます具体的な展開が予定されている「地域共生社会の実現」に向けて、社協が行う「総合相談事業」のあり方と、それによって期待される具体的な「地域支援方策（住民参加の支援や複雑な問題の解決に資する環境基盤の整備など）のあり方」について検討を加えたところである。

2. 「地域共生社会推進検討会最終とりまとめ」の概要

プロジェクトは、先に述べた「地域共生社会推進検討会」とほぼ同時期に検討が進められたわけだが、推進検討会での議論が本プロジェクトの検討議題と大きく関係していることは言うまでもない。ここで「地域共生社会推進検討会最終とりまとめ」（以下、「最終とりまとめ」とする）に沿って、その検討結果の概要と、若干の考察を加えてみたい。

最終とりまとめでは、先のプランで明示された「地域共生社会の理念」を確認したうえで、それを作りだすためには福祉政策の新たなアプローチの方法が必要であるとして、(1)具体的な課題解決を目指すアプローチ、(2)つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）の2つの考え方を示している。このうち(2)の「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」とは、支援者と本人が継続的に関わり合いながら本人と周囲との関係を広げることを目指すものであり、それには「専門職による伴走型支援」と「地域住民同士の支えあいや緩やかな見守り」の双方が必要であるとしてとらえられている。そしてこの2つのアプローチを支援の両輪と考え、個人が自律的な生活を継続できるよう両アプローチを組み合わせしていくことの重要性を示している。

そのうえで最終とりまとめでは、こうしたアプローチを実施するための市町村における新たな包括的支援体制整備のあり方を、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つに整理し、これらの支援を一体的に行う新たな事業の創設を提言した。3つの支援の考え方として、「断らない相談支援」は本人や世帯の属性に関わらず受け止める相談支援体制の構築をすること、「参加支援」は本人や世帯の状態に合わせて、地域資源を活かしながら就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援を提供すること、また「地域づくりに向けた支援」では、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援を提供することとしている。

(図表-4)。

<図表-4 包括的支援体制整備における「3つの支援」について>

(参考) 3つの支援について

	断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
内容	本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援
スキーム	〔具体的な機能〕 ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能（相談を受け止める機能） ②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能（多機関協働の中核の機能） ③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（継続的につながる機能） ※ ②及び③の機能を強化 〔域内全体で備えるべき体制〕 ・既存の相談支援機能も活用しながら、域内全体で属性や課題が明確でない相談も含め対応できる体制とすること ・上記の①から③までの機能を有すること ・相談支援へのアクセスを住民にとって容易とするための措置（例えば、住民の身近な生活圏において相談支援を行う場を明示するなど）を講じること	○個別性が高まり生じている狭間のニーズにも対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充（※）していく取組を中心に位置付け、既存人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 〔※〕活用方法の拡充の例 ・生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態のない世帯のひきこもりの者を受け入れる ・個人商店を中間的就労の場として、対人コミュニケーションが苦手な者を受け入れ、就労・社会参加に向けた支援を行う ・地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所をつくり、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う	〔具体的な機能〕 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援（場や居場所の確保支援） ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能（地域づくりのコーディネート機能） ※地域づくりのコーディネート機能は、「個別の活動や人のコーディネート」と「地域のプラットフォーム」の2つの機能を確保。
圏域、人員配置等	○市町村において、既存施設・機関の分布など地域の実情を踏まえ、個々の施設・機関が担う役割を含め、圏域についても検討。 ○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要。	○市町村がそれぞれの地域資源を最大限活用して、構築することができるような設計とすべき。	○住民に身近な圏域と住民に身近な圏域よりも大きな範囲（市町村等）の重層的な視点が必要。 ○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要。
財政支援	○以下の機能の確保に必要な経費について一括して交付することを検討すべき。 ・属性毎の相談支援の機能 ・多機関協働の中核の機能 ・継続的につながる機能	○既存の地域資源に対して活用方法の拡充を働きかけるなど、地域資源と支援対象者との間を取り持つ機能に必要な経費に対し、国として財政支援を行うことを検討すべき。 ○拡充に要する費用負担についても、既存の制度での対応が困難な場合については、参加支援の機能の一部として補助できるようにすべき。	○市町村内の支援体制として、場や居場所の確保支援及び地域づくりのコーディネート機能の確保に必要な経費に対し一括して交付することを検討すべきである。
その他	○特定の相談機関や窓口が全てを丸抱えるのではなく、適切に多機関協働を進め、市町村全体でチームによる支援を行うもの。	○既に社会参加に向けた支援を担っている既存制度による支援と十分連携しながら行うことが必要。	○地域づくりにおいては、福祉の領域を超えて、地域全体を俯瞰する視点が不可欠であり、まちづくり・地域産業など他の分野の可能性も広げる連携・協働を強化することが必要。

※ 3つの支援を一体的に行うことによって、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、これらの関係性が一人ひとりの自律的な生を支えるセーフティネットとなる。

資料：厚生労働省「地域共生社会推進検討会最終とりまとめ」（概要版）（令和元年12月）

さらに、これら3つの支援を一体的に提供する市町村の支援体制のあり方（枠組み）として、●対象は本人や世帯の属性を問わず、全ての地域住民を対象とすること、●事業の実施は各市町村の判断に任せ、任意事業とするとともに段階的に実施すること、●事業を実施する圏域や会議体の設置にあたり、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとすること、●国の財政支援について、制度的に設けられた財政支援の一体的な実施を促進することが提案されており、これまでの事業との関連や各市町村の状況を考慮することがうたわれていると言える。加えて、こうした新たな包括的支援体制整備の基盤として、①包括的な支援に携わる専門職人材の育成・確保、②新たな事業については地域福祉計画の記載事項とし、計画の策定過程から住民との意見交換などを通じて共通認識を醸成すること、③多職種・多機関が集い、情報共有や協議を行う「会議体」の機能を設置することなどが提示されている。

以上が「最終とりまとめ」の概要であるがこの報告を受けて、次年度早々にも社会福祉法の改正が予定されており、「地域共生社会の実現」に向けた具体的な動きが早速始まることとされている。

「最終とりまとめ」を受け、今後の検討における若干の考察（視点）を述べておきたい。

まず今回の報告では、これまで理念先行としてとらえられてきた「地域共生社会の実現」について、具体的な事業の施策化を提案されたことでは、「実現」に向けて大きく前進したのではないと思われる。と同時に、従来の地域包括ケア推進体制の発展、また、より効果的な展開を目指すものとして、期待が持てるものであると考えている（例えば、制度間の狭間の問題に対しての多分野からのアプローチが可能になることや、伴走型の支援/継続で関わることが必要な支援への対応ができることなど。これらは分野別の相談機関では対応が難しかったところである）。

しかしながら、具体策を考えた場合に、一番の前提としての「地域共生社会」の「社会＝地域」をどのようにとらえるかということが難しいところである。報告では「圏域」について、市町村の裁量が発揮しやすい範囲や仕組みとしているが施策化を考える場合、明確にしなければいけないことも多く存在すると思われる。例えば、その「社会」の範囲は具体的にどのような範囲なのか、特に他分野に渡る機能を発揮したり、活動を展開したりとなると共通化ができるのかということである。また、報告が提案している「3つの支援機能」についても、個々の事業の展開において、具体的なイメージが持ちにくい部分も多い。例えば、報告では「断らない相談」の考え方について、相談までたどり着けない、それが難しい人への「積極的なアウトリーチ」を提案しているが、誰がそれをやるのか、そのような人材が地域にどの程度いるのかということも気になる。また相談機能の中核はどこが担うのか、連携をどうつくるのかということや、「地域づくりに向けた支援」では、すでに地域では様々な事業を展開しているが、こうしたところとどのように連携をとっていくのかなどが気になるところである。

但し、こうした様々な視点（問題点）は、具体的な施策化の動きが見えてきたからこそ、わかったものであり、また、こうした視点を変えていくことの必要性が明確になったということが分かったのではないかと考えるのである。その意味では、「地域共生社会の実現」に向けた具体的な取り組みが本格的に始まるということであり、そこに社協が積極的にかかわる必要性を感じざるを得ないということであろう。

3. 「包括的な支援体制構築」に向けての社会福祉協議会の取り組み視点

さて、これまで「最終とりまとめ」の概要について解説をしてきたのだが、今回の「最終とりまとめ」は事業主体としての「市町村（行政）」を想定したものであり、報告の中には直接社協の関わりや役割などについては触れられてはいない。しかしながら、この事業（包括的な支援体制構築）への対応は、市町村社協が積極的に検討していかなければならない事業であると考えられる。つまり、「最終とりまとめ」が提唱した3つの支援機能とは、本来社協が業務として取り組んできたものであり、今後市町村行政がこうした事業に取り組む場合においても、その経験を活かすことが求められるからである。

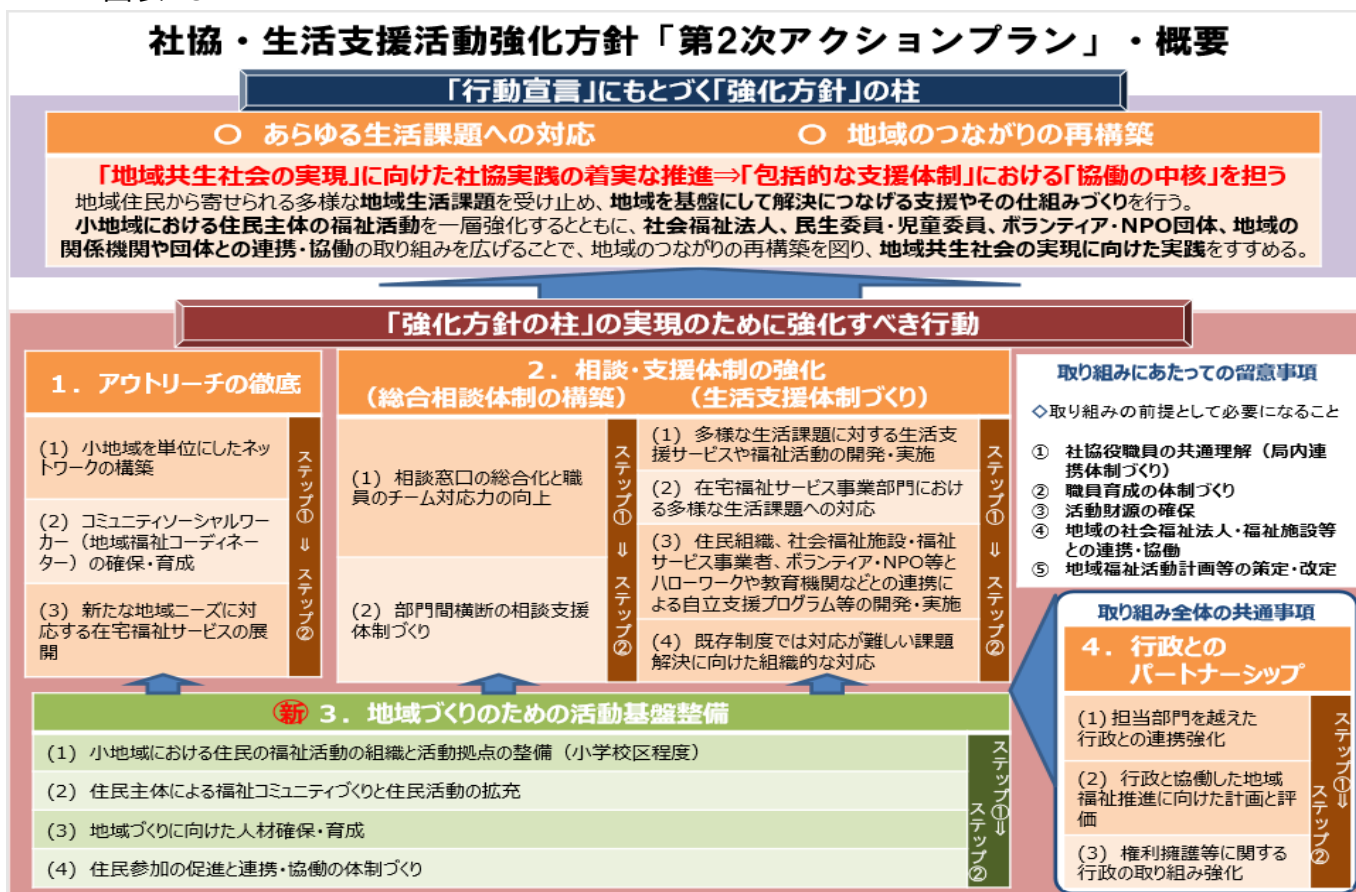
全国社会福祉協議会（以下、「全社協」とする）では、2019（令和元）年度の最重点事業の一つとして「地域共生社会の実現に向けた市区町村社協の組織・活動の強化」を位置付けている。³全社協はこの重点事業の説明において、『社協・生活支援活動強化方針』（第2次ア

³ 令和元年度社会福祉協議会活動全国会議資料より

クシヨンプラン)に基づき、特に包括的な相談・支援体制の強化、地域づくりのための活動基盤強化等について、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、老人クラブ、住民組織及び共同募金運動との連携・協働した取り組みを強化する(下線筆者)」と述べている。この第2次アクションプランでは「強化方針の柱」を、●あらゆる生活問題への対応と、●地域のつながりの再構築、の2本を位置づけ、「地域共生社会の実現」に向けた社協実践の着実な推進から、「包括的な支援体制」における「協働の中核」を担うとしている。(下線同)また、「強化方針の柱」の実現のために強化すべき行動として、1.アウトリーチの実現、2.相談支援体制の強化、3.地域づくりのための活動基盤強化、4.行政とのパートナーシップの4つをあげて、その実践の必要性を示している。この第2次アクションプランを見れば分かるように、「最終とりまとめ」で示された「3つの支援機能」の内容について、社協が取り組むべき課題として明確に提示していることが分かるであろう(図表-4)。

また、「地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けて」(全社協地域福祉推進委員会,平成29年12月12日)によれば、地域共生社会の実現に向けた「当面の取り組み課題」として、1.小地域における住民主体による福祉活動の推進と支援、2.市町村圏域に

<図表-5>



資料：「社協・生活支援活動強化方針～地域共生社会の実現に向けた事業・活動の展開～」(2018年,全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会)

における総合相談・生活支援体制の整備、3.市町村圏域における取組を支援・拡充するための複数市町村域、都道府県域における総合相談・生活支援体制の整備、が打ち出されており、

ここでも先の「最終とりまとめ」における「3つの支援機能」との関連が意識されていることが分かるだろう。

これら全社協の提言から見てもわかるように、「最終とりまとめ」で提示されている「3つの支援機能」については、市町村社協での取り組みが不可欠であり、今後早急にその対応を考える必要があることがわかるだろう。中でも、「断らない相談支援機能」機能については、現在市町村社協が取り組んでいる「個別支援」と「地域支援」の2つの支援機能の基本になるものであり、また、潜在化している福祉ニーズに対応するための「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の実践においても、有効でかつ不可欠なものとして位置づけられるであろう。

いまこそ、県社協が提案した「かながわの社協からの提案 2014」について、その意味や内容を再考し、新しい提案の必要性を議論しなければならないと考える。

第2章

社協・地域福祉事業推進プロジェクトの取り組みから ～社協に向けられる地域福祉推進の共通課題～

プロジェクトでは、市町村社協の重点事業、市町村社協部会事業を中心に、次の7つの課題をあげ、議論を深めた。

地域福祉の取り組みの多くは「地域の実情に応じて」と地域性が重んじられるが、本章で取りあげる7つの課題は、市町村の規模や社協の体制に関わらず、すべての市町村に当てはまる地域福祉推進の共通課題と考える。

◎社協・地域福祉事業推進における課題（地域共生社会に向けた地域福祉推進の課題）

- 【課題1】 包括的な支援体制の整備・構築（多機関協働の取り組み推進）
- 【課題2】 市町村社協の総合相談・生活支援機能の強化
- 【課題3】 日常生活圏域活動（地区社協や住民主体の地域福祉活動等）の開発
- 【課題4】 介護サービス事業、総合事業、生活支援体制整備事業の現状
- 【課題5】 地域福祉活動計画、社協発展・強化計画等の拡充
- 【課題6】 社協組織基盤の強化と社協職員の育成等専門性の向上（キャリアパス、自己研鑽等）
- 【課題7】 その他、社会福祉法人・施設との連携・協働の促進、成年後見・権利擁護、生活困窮、地域福祉の財源等について

※ただし、今回のプロジェクトでは、社協ボランティアセンター機能の強化、福祉教育の推進、大規模災害対策の推進については【課題】に含めないこととした。

次に、課題ごとに【議論の要点】とプロジェクトでの【レポートの概要】を取り上げる。

1. 急がれる包括的支援体制の整備・構築

【課題1】 包括的な支援体制の整備⁴・構築（多機関協働の取り組み推進）

【議論の要点】

○社協はどこと、どうつながるのか

⇒特定の個別課題の解決だけでなく、継続的につながること。つまり、「組織化⁵」や「ネットワーク」の推進を意識した事業を実施する必要がある、そのためにも社協の体制整備と地区担当制などの地域支援のあり方検討が求められる。

⁴ 包括的な支援体制の整備は、平成30年施行の改正社会福祉法において示された方針で、①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備、②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくりの2つに大別される。

⁵ 組織化には、「地域組織化」と「福祉組織化」の2種類の意味がある。「地域組織化」は、住みよいまちづくりのために住民の福祉への参加、意識醸成などを図ること（ボランティア活動の促進等）。「福祉組織化」は、サービスなどの社会資源のシステム化、ネットワーク化により福祉の機能向上を図ること。

○「住民主体」「多職種連携」「コミュニティソーシャルワーク」を学ぶ機会の必要性

⇒企画実施は、複数の関係機関で行い、その連絡調整の中身や関係性も重視する。

○包括的な支援体制の構築にむけた神奈川の社協としての役割と方向性

⇒行政に積極的に働きかけることが望まれるが、「包括的な支援体制の整備・構築」に社協はどう関わっていくのか。行政との連携方策を検討するうえで、かかわりにおける課題分析を行う必要もある（県社協の役割も大）。

【レポートの概要】

○社協の地区担当はコミュニティソーシャルワーカー（茅ヶ崎市社協）

市社協では地区担当制⁶を導入し、地区担当は生活支援体制整備事業の第二層生活支援コーディネーター⁷（以下「SC」とする）を兼務している。また、地区ボランティアセンター（以下「地区ボラセン」とする）を中心に地区活動コーディネーター配置事業などを行う。地区社協、地区ボラセン、地域包括支援センター（以下「包括C」とする）、「福祉相談室」⁸、民生委員児童委員等との連携はできている。

○多職種と住民の連携をテーマに～コミュニティソーシャルワーク基礎研修（葉山町社協）

地域で行う個別支援活動や事例検討に専門職が関わる機会が増えているが、多くの専門職は地域の住民活動を「サービス」という視点で捉えていることが多かった。そこで、専門職と住民との連携を促進するため、逗子市と葉山町の行政、社協の4者共催で「逗葉地区コミュニティソーシャルワーク基礎研修」を開催している。研修の対象は福祉、就労、教育分野等の専門職で、コミュニティソーシャルワークの座学とチームアプローチや住民との関わりについてのグループワークを行っている。

○複合的な課題や制度に該当しない課題への対応について（海老名市社協）

地域福祉の実践では分野を超えた連携が必要である。画一的な関係者の集まりにならないためにも、研修や情報交換などの機会設定が必要である。

○社協の役割や位置づけの議論を県社協が中心となって（聖徳大学 豊田氏）

（都道府県の状況が異なるので一概には言えないが、）多機関協働体制について、県ではどのような指導をしてきているのか、また県内の市町村社協の状況を集約し、そこで社協が果たしている役割を確認すべきではないだろうか。

⁶ 茅ヶ崎市社協では、すべての正規職員が担当業務に関係なく、市内13地区に配置され、地区社協、地区ボラセンの支援を担当している。

⁷ 「生活支援コーディネーター」（地域支え合い推進員）とは、「地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者」（国のガイドライン）といわれている。生活支援コーディネーターは三層に分類され、第一層は市町村全域、第二層は日常生活圏域（中学校区域等）というように圏域で捉えられている（※第三層はほとんど見られない）。小規模自治体で、日常生活圏域が一つという地域では、第一層と第二層はとくに区別されず、一体的に考えられている。

⁸ 茅ヶ崎市では、市の施策により包括C内に設置。高齢以外の障害、児童分野の相談にも対応する。

2. 窓口一本化、ワンストップサービスと誤解される「総合相談」

【課題2】市町村社協の総合相談・生活支援機能の強化

【議論の要点】

○「社協の総合相談⁹」の考え方、位置づけ、これからの方向性

⇒総合相談の捉え方が様々で、理解がバラバラな状況にある。「社協の総合相談」の考え方や取り組みの方向性の再確認と各市町村の状況把握が必要である（実践事例の資料化など）。

○「断らない相談」とは何か～正しい理解を

⇒相談者に寄り添うこと（伴走型支援）。全部解決しようというのではなく、まずは、受け止めること。一緒にどうしたらいいのかを考えること。こうした姿勢は、社協のどの部所においても求められる心構えである。

⇒「断らない相談」とは、（福祉）制度やサービスの縦割りに対して、人々の生活は制度で区切られているものではないということを示している。つまり、「断らない相談」とは、制度上の縦割り感をなくす考えがベースにある。

○個の課題へのアプローチには「アウトリーチ¹⁰」が必須条件となる

⇒小地域福祉活動や福祉組織化活動との連動など、社協の特徴を盛り込んだアプローチを示していくことが大切。

⇒個別課題を地域課題へ、さらに地域づくりにつなげる。また、その逆の流れも意識した取り組みを行う（事例検討を継続的に実施し、専門職としての力をつけるなど）。

【レポートの概要】

○求められている「総合相談」の明確化（清川村社協）

「社協の総合相談」は、社協によって解釈が異なる。生活福祉資金貸付相談、成年後見相談、心配ごと相談等において、行政や関係機関・団体等との連携を図る場合もあれば、定期的に弁護士、行政書士等による専門相談を総合相談と言う場合もある。

○地区活動コーディネーターの配置と生活支援体制整備事業（茅ヶ崎市社協）

地区ボラセンに配置された地区活動コーディネーターは、地区の団体と協力し合い、また、市社協の地区担当職員は、地区ボラセンや福祉相談室などの専門支援機関等と地区支援チームを結成し、総合的な相談体制で、地域の様々な生活課題に対応している。

市社協の地区担当職員は、第二層SCを兼務している。第二層協議体¹¹は新たに設けることはせず、既存の会議等を活用している。

⁹ 「社協の総合相談」は、問題の発見から解決まで、多様な担い手との協働で展開する総合性に特徴があり、制度・サービスの有無にかかわらず生活にかかわるあらゆる問題への対応、たった一人の問題も地域の課題としてとらえ、地域で予防・解決できるまちづくりをめざしている。

¹⁰ 「社協・生活支援活動強化方針」（2018年、全社協地域福祉推進委員会）では、「地域に向向していくこと」の意で使われている。この方針の中で「アウトリーチの徹底」においては、①小地域を単位としたネットワークの構築、②コミュニティソーシャルワーカーの確保・育成、③新たな地域ニーズに対応する在宅福祉サービスの展開の3点がアクションプランとして取り上げられている。

¹¹ 「協議体」は、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置する中核的なネットワークである。多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的としている（国のガイドライン）。

○今までの小地域福祉活動を活かした総合相談事業（葉山町社協）

「はやま住民福祉センター」では、2013（平成25）年度より「地域福祉総合相談事業」を実施している。町内を8圏域に分け、現在4名のコミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」とする）が担当している。総合相談事業は、「ICF¹²、ストレングスモデル¹³の視点でアセスメント」「ケアマネジメントの手法」「個別支援と地域の支援を一体的に行う」「対象者を限定しない・断らない」「必要に応じてアウトリーチによるアプローチ」「小地域における支え合いを中心に」の特徴がある。社協組織内や行政、関係機関への周知が不十分で、他の専門職においても「総合相談」の捉え方が違う。

○継続的な事例検討会が必要（海老名市社協）

社協の組織体制として、担当者を配置する方法と組織全体で取り組む方法があり得るが、どちらにしても事例の組織内共有ができなければ、相談機能の強化が図れない。総合相談は、年齢や状態に関わらず、「誰もが」相談できる受け皿としての機能が求められる。制度に該当しない、制度がない、つなげる専門機関がない等にどう対応していくか。

○社協の総合相談はどう位置づけられているのか（聖徳大学 豊田氏）

総合相談はすべての事業の入り口であるが、窓口を開設していても、そこにわざわざ出向いてくる人はほとんど見られない状況で、「アウトリーチの体制」がどこまでできているのか。各市町村の状況を一度整理して見る必要があるのではないか。

3. 日常生活圏域における課題とは

【課題3】日常生活圏域活動（地区社協や住民主体の地域福祉活動等）の開発

【議論の要点】

○住民活動の意義、価値の共有

⇒住民活動とボランティア活動、有償サービス¹⁴、制度サービスなど、日常生活圏域での様々な主体によるサービス、活動の様相、考え方等を整理する。

⇒「支える」「支えられる」の一方向の関係性ではなく、ボランティアや住民においては、双方向の関係性を意識する必要がある。

○SC、協議体による生活支援体制整備事業と、従来からのCSWや地区社協、民生委員、住民等による小地域福祉活動の位置づけ、取り組み等を確認する。

○個の課題解決を意識した地域づくりの展開

⇒「サービス」ではない地域活動、住民活動の意味をどう伝えていけるか。また、サロンなども個の課題解決という点でどう活用していくか。

○市町村域を越えた広域的テーマ等の存在を知ること

¹² ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health）

人間の生活機能と障害の分類法。特徴は、これまでのWHO国際障害分類（ICIDH）がマイナス面を分類するという考え方が中心であったのに対し、ICFは、「生活機能」というプラス面からみるように視点を転換し、さらに環境因子等の観点を加えたことである。

¹³ 医療モデルに対して本人の能力や意欲などの強みやポジティブな側面を重視するアセスメントの考え方。

¹⁴ 少額の謝礼を得る「有償ボランティア」は1970年代後半頃から、その是非について主張が分かっている。ボランティア活動は「無償性」を基本とするので、ここでは「ボランティア活動」と分けて「有償サービス」とする。

⇒マイノリティ（社会的少数派）のテーマ、制度の狭間や制度を越えたテーマ、市町村域を越えた広域的テーマを意識する必要がある。

【レポートの概要】

○市内全地区へ担当職員を配置－情報共有、活動支援など（茅ヶ崎市社協）

社協の地区担当職員は、地域で行われる会議等へ出席し、情報共有、提供をすることにより、地区での福祉活動への助言、他機関へのつなぎ等対応している。各地区での課題等は必要に応じ、職員会議に持ち寄っている。

○定年延長による地域活動等への影響と地域格差（清川村社協）

高齢者雇用安定法により、定年時期が延長され、地域活動、ボランティア活動へのデビュー年齢が従来よりも遅れていることから、新たな担い手の発掘が困難に感じられる。日常生活圏域で生活している担い手の「気づき」の視点が重要だが、社協職員がその視点の重要性を十分に伝えられていない。

○日常生活圏域の違い、介護予防事業等の活動の整理（葉山町社協）

町内を8圏域に分け、小地域福祉活動推進組織の設置を進めている。650世帯の単一町内会から8,000世帯12町内会のエリアまで規模は様々である。日常生活圏域における活動は、町内会単位のミニデイ・サロン、防災袋による見守り活動や支え合い活動があり、推進組織単位では、団体間の情報交換、有償・無償の個別支援活動などが行われている。生活支援体制整備事業では、8圏域に協議体を設置しているが、重層的に設定している日常生活圏域のあり方の見直し、また、行政委託の生きがいミニデイサービス、社協のふれあいいいききサロン、行政による貯筋体操（介護予防）、通いの場（一般介護予防事業）などとの関係を整理する必要がある。

○地区社協への支援、「想い」で動く住民への働きかけ（海老名市社協）

地区社協の設立促進の原動力となるのは、地域の「想い」である。どのような地域にしたいのか、自分たちの取り組みはこれでいいのか…。「想い」で動いている住民をどのように支援、または先導していくのかが問われるところである。

○これまでの社協の実践を活かした新たな展開を（聖徳大学 豊田氏）

第二層SCとして社協職員の多くが位置付けられている状況からみて、これまでの社協の小地域活動との関連を整理し、社協の実績を活用していくことが望まれる。

4. 介護の社会化、支え合いの地域づくりに向けて

【課題4】介護サービス事業、総合事業、生活支援体制整備事業の現状

【議論の要点】

○社協の介護サービス事業の歴史を振り返りながら、これからを考える

⇒介護保険制度創設当初、社協が事業者参入すべきか否かの議論があった。市町村社協は介護サービス事業のあり方に悩みながらも、同時に地域福祉権利擁護事業（現在は、「日常生活自立支援事業」）や在宅介護支援センター事業等を通じて、総合的に事業を進めてきた。今後は、総合事業、生活支援体制整備事業等との連動を意識する必要がある。

※参考 <図表－6 県内社協の介護保険事業、在宅介護支援センター（受託）の状況>

	訪問 介護	通所 介護	訪問 入浴	訪問 看護	在宅介護支援 センター		備考
					地域型 4	基幹型 13	
平成 13 年 12 月 1 日現在	24	9	4	3	地域型 4	基幹型 13	※指定都市を除く 35 市町村社協
平成 31 年 4 月 1 日現在	13	7	0	1	包括 C 17		※指定都市を除く 30 市町村社協

※2002 年、2020 年発行の「市町村社協活動現況報告書」（神奈川県社協）を参考に作成

○社協 S C の現状と課題¹⁵

⇒行政との関係では、委託費や委託内容について、方針や中長期目標の共有の難しさなどが課題にあげられ、また、社協 S C の約 4 割が「社協経験 5 年未満」¹⁶ということから、若手育成やフォローアップの方策が求められる。とくに、小規模自治体で S C が 1 人の場合、S C の孤立化や定着化も危惧される。

※神奈川県ではかながわ高齢者保健福祉計画に基づき、平成 27 年度から「生活支援コーディネーター等養成研修事業」を実施しており、県社協は、平成 29 年度から受託している。

【レポートの概要】

○社協の地区担当職員が第二層 S C を兼務（茅ヶ崎市社協）

第二層協議体を新たに設けることはせず、既存の会議等を活用している。第一層 S C（行政）とは、2 か月に 1 回、情報共有の場を設けているほか、第一層協議体には、第二層 S C に加えて、社協職員 1 名がメンバーに入っている。

○介護事業所経営の厳しさ（清川村社協）

村内に介護保険事業者が皆無という状況の中で、社協では通所介護事業を経営している。①2018（平成 30）年度の介護報酬の改定により、小規模型の通所介護は大幅な減額（現在は「地域密着型通所介護」として経営）、②介護人材が慢性的に不足、③神奈川県最低賃金が上昇、④村外の通所介護事業所の利用が増加などにより、事業所経営が非常に厳しくなっている。

○S C と C S W の連携（葉山町社協）

社協では居宅介護支援事業、訪問介護事業を実施。包括 C を受託（町内 2 カ所）。4 名の S C は、常勤兼務 1 名、非常勤専任 3 名。4 名の社協 C S W（内 1 人は S C 兼務）と連携し、協議体の設置運営にあたる。協議体の中には、町内会や民生委員が参加していない地域があったり、若い世代の参加があるところもある。

○活動の柱として「買い物」「居場所」「移動・交通」をテーマに（海老名市社協）

第一層 S C（1 名）・第二層 S C（6 名）を受託。第一層協議体では、企業（スーパー

¹⁵ 県内の社協には政令市を含め、第一層 S C 35 名（全体のうち 45%）、第二層 S C 104 名（全体のうち 61%）が実務に就いている（令和 2 年 3 月 30 日現在）。行政直営以外は大半が社協への委託。厚木市の場合は、市から市社協への委嘱となっている。横浜市の場合、第一層 S C は 18 の区社協、第二層 S C は市内 140 の地域ケアプラザが受託している。

¹⁶ 県内社協の S C を対象とした「社協・生活支援コーディネーター活動現況調査」の結果から。調査時点：令和 2 年 4 月 1 日現在、回答数（回答率）：指定都市を除く 21 市町村社協の S C 72 名（96%）

等商業施設や交通事業者)、NPO、デイサービス事業所等と住民で困っていること、出来ること、やってみたいことの意見交換を行い、サロンでの買い物支援や買い物ツアーを企画した。第二層協議体各地域では、ありたい地域像(地区目標)を設定し、取り組みを推進している。これまでの地域支援との整合性、行政から求められる「サービス創出」の調整、SCの動きの見せ方、職員のスキルアップと情報共有が課題にあげられる。

○社協が行う介護サービス事業について(聖徳大学 豊田氏)

市町村行政の考え方や、参入する事業者がどれだけあるかに左右されるところであり、社協は、やらざるを得ないところもあると考えられる。問題は「社協事業」としてやれるかどうかだと思う(他の事業との関連や、社協が事業を担うことの強みなど)。但し、このあたりは委託事業も多い中で、どの程度社協の独自性を出せるか、疑問である(この部分については、サービス提供に関する意見交換会や検討会を持ったらどうだろうか)。

○総合事業、生活体制整備事業について(聖徳大学 豊田氏)

総合事業について言えば、「事業体の創設ありき」では、地域やそれを担っている団体への負担やストレスが大きい。全体として介護サービスのバランス、そしてその中で「B型サービス」等をどのように考えるのかの議論が住民を巻き込み行う必要があるのではないか。体制整備事業について言えば、社協事業としては、SCと地区事業(特に地区社協事業や民生委員活動等)と密接に連携をしていく必要があるだろう。

5. 地域福祉の計画化

【課題5】地域福祉活動計画、社協発展・強化計画等の拡充

【議論の要点】

○行政との協力関係

⇒地域福祉活動と行財政は切り離して考えられない。社協は福祉分野以外の施策や行政計画の内容、財源がどこにどれだけ配分されているのかなど、幅広い視野をもって行政との関係を構築していく必要がある。

⇒社会福祉法創設以降、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定が進んでいる(図表-7参照)。今では、地域住民の計画策定への参加、住民調査や関係団体ヒアリング調査、パブリックコメントの実施など、「地域住民等の意見の反映」については、ある程度浸透してきたが、計画内容や策定プロセス、評価の考え方など、行政との調整課題は大きい。地域福祉計画と一体的ではなく、別に地域福祉活動計画を策定する社協も少なくない。いずれにしても、行政との協力関係は計画において必須条件であることには変わらない。

⇒(現在、策定している社協は少ないが、)社協事業の強化、運営基盤整備と職員体制等の構築を目的とする「社協・発展強化計画」、組織化や小地域福祉活動を推進するための「小地域福祉活動計画」(地区社協計画など)、災害等有事を想定した「BCP」(Business continuity planning, 事業継続計画)も今後ますます必要性が高まると考えられる。

<図表-7 県内市町村の計画策定状況>

	地域福祉活動計画の策定①	地域福祉計画の策定(行政)②	①②の一体的な策定	社協・発展強化計画の策定	備考
平成18年10月1日現在	19	13	—	8	※指定都市を除く31市町村社協
平成31年4月1日現在	28	28	15	7	※指定都市を除く30市町村社協

※2007年、2020年発行の「市町村社協活動現況報告書」(神奈川県社協)を参考に作成

【レポートの概要】

○平成29年度に初めて地域福祉計画との一体的な策定(葉山町社協)

合同事務局の学びや合意形成を丁寧に行ったが、他の事業に時間が割けなくなるなどの支障があった。また、十分に住民の参画が得られなかった。次期計画に向けて重層的な日常生活圏域のあり方を見直し、地域福祉推進における共同募金運動、包括的支援体制づくりにおける社協の役割等を整理する必要がある。

○行政の社協理解をすすめるために一行政計画との一体的な策定(清川村社協)

【一体的な策定の場合のメリット】

- ・「ビジョン」や「基本目標」等を行政と共有できるので、事業を展開する上でスムーズに連携ができる。
- ・地域福祉の推進における行政と社協の役割が明確になり、財源の裏付けに繋がる。

【一体的な策定の場合のデメリット】

- ・行政主導での策定作業となるため、社協の独自性が活かさない。
- ・職員体制が十分でない町村社協は、度重なる会議への参加が負担になる。

○地域福祉計画との一体的な策定について(聖徳大学 豊田氏)

本来地域福祉は社協だけが進めるものではなく、行政や他機関との連携が不可欠なものであることから、一体的な策定は良い機会だ。ただし、社協の良さ・強みをその中で発揮していく必要があるのと、特に行政とどのような連携体制をとっていくのか、よく考えておく必要があるだろう。そういった意味で、策定・推進委員会の企画場面から、社協が積極的に関わる必要があるし、そのあたりは県社協としてのフォローが不可欠になるのではないだろうか。

○第3次社協発展・強化計画を策定(茅ヶ崎市社協)

地域福祉プラン(行政と社協との一体的な策定)及び次期地域福祉プランの実効性を担保するため、第3次社協発展・強化計画を策定した。この計画の進行管理については、「社協・生活支援活動強化方針」(全社協)のチェックリストを活用することとしている。

6. 私たち社協職員はどうあるべきか

【課題6】社協組織基盤の強化と社協職員の育成等専門性の向上(キャリアパス、自己研鑽等)

【議論の要点】

○社協職員・コーディネーターとして知っておくべきこと、専門性について

- ⇒地区担当制を敷いているが、職員個々のスキルの差もある。
- ⇒コーディネーターは、外から活動が見えにくいということと、コーディネーターとして具体的に何をすべきかが明確になっていない。
- ⇒ボランティアセンターの職員にも ICF をベースとしたアセスメントの知識など専門性がないと、窓口に入ってきたニーズを次につなぐことができない。
- ⇒法制度が多様化したことによって、社協職員もその枠組みの中の仕事しか、発想できなくなっていないか。ニーズから必要なものを生み出す仕事の仕方を先輩の実践などから学ぶ必要がある。研修というよりも、このプロジェクトのように、議論しあって確認していくような場が必要ではないか。
- ⇒社協職員でコミュニティワーカーと自信をもって名乗れない人がいる。地域に出いても、雑談が出来ない職員がいる。地域で過ごす時間は、いろんな人と話すチャンスが必要（※こうしたことは通常の研修だけでは身に付かない）。
- ⇒行財政がどのように動いていくものなのか、行財政が動くにはどのようなデータが必要なのか等、社協職員の関心は低いのではないか。特に幹部職員は行政との折衝など行う上でこうした知識を身につけていく必要がある。

○職員育成について

- ⇒社協の役割の共通認識、目的、目標を共有することの難しさ。ベテランと新人の差、個別支援担当と地域担当との溝など、改めて、確認と共有化が必要である。
- ⇒当該社協内での人材育成、スーパービジョンには難しさがあり、限界がある。他の地域社協の中堅以上の職員が出向いて、相談を受けたり、助言を行うなどのサポート体制をつくって、取り組みを広げてみたらどうだろうか。

【レポートの概要】

○人材育成基本方針・研修計画の策定（平成 31 年 3 月）（茅ヶ崎市社協）

社協職員のあるべき姿（職員像）を目指し、これまで文章化されていなかった人材の育成について基本方針として定めた。社会福祉士、精神保健福祉士等の資格取得については、自己啓発として、費用等の負担はしていない。

○事業の評価手法の確立、キャリアパスの構築の必要性（清川村社協）

実施した事業が地域福祉の推進にどれほど繋がったのか、社協の事業評価の視点がはっきりしない。「専門性の指標」が個人に依拠しており、研修受講は職員任せ。意欲のある職員とそうでない職員の二極化が見られる。さらに、給与体系が画一的なため、意欲のある職員のモチベーションの低下に繋がっている。

○個別事例から社協活動を理解する（葉山町社協）

職員については、総合相談のスーパービジョンを目的とするケース検討会等を行っている。個別事例から社協活動を理解する機会となるが、近年の社協の業務は専門分化しており、改めて役職員に対する社協活動に関する基本的な理解が重要である。

○社協の組織的課題について（海老名市社協）

年齢構成の不均衡により、管理職の養成等に課題を抱えている。

○地域福祉のイメージ化、社協の仕事の中身を伝えること（聖徳大学 豊田氏）

専門職養成においても、地域福祉のイメージ化や社協職員の仕事の中身がきちんと伝わっていないように感じる。入職後の研修や人材育成の方法を考える必要があり、県内でも地域差が見られるため、圏域ごとの人材育成の機会を考えるなど、より具体的な育成方法を検討する必要がある。

7. その他、連携・協働の促進等について

【課題7】その他、社会福祉法人・施設との連携・協働の促進、成年後見・権利擁護、生活困窮、地域福祉の財源等について

【議論の要点】

○地域共生社会の実現に向けた社協事業の視点、多様なネットワークの広がりについて

⇒地域共生社会の実現に向けた取り組み（地域包括ケアシステムの構築や包括的支援体制整備の構築など）は、制度の狭間にある、または制度の枠組みでは解決困難な、複雑で複合的な問題、「社会的孤立・社会的排除」などの諸問題にどう向き合っていくかに集約される。社協は、住民主体の取り組みや事業を通して、行政との連携・協働と多様なネットワークによるまちづくりをすすめる役割を担う。とくに、地域福祉の推進における社会福祉法人・施設との協働はこれからの重要なテーマになる。

【レポートの概要】

○成年後見・権利擁護

- ・成年後見制度利用促進法に基づく中核機関として、行政からの委託を視野に協議を進めている（茅ヶ崎市社協）
- ・2016（平成28）年に成年後見制度利用促進法が施行されたが、未だ法人後見を担えない町村社協にとっては、専門性の担保等の観点から積極的に取り組むことは厳しいと考える（清川村社協）

○連携・協働の推進

- ・共同募金は街頭募金活動で繋がっているところもあるが、地域福祉を推進する上での連携は十分できておらず、今後の大きな課題と考えている（茅ヶ崎市社協）
- ・総合相談事業においては、多くの関係機関が生活困窮者支援に携わっており、連携が課題である（葉山町社協）
- ・社会福祉法人・施設との連携について。社協は住民のインフォーマル活動（ボランティアを含む）だけでなく、商店や企業、社会福祉法人など、地域にあるフォーマルな資源の活用には積極的に取り組む必要がある（聖徳大学 豊田氏）

○地域福祉の財源確保

- ・行政から社協への補助金の削減、見直しが言われており、社協の事業を実施していく上で大きな課題となっている。財源確保では飲料自動販売機の設置（3か所）、会員の拡大、共同募金の活用等があるが、他の団体の補助金の活用、飲料自動販売機の設置増等により自主財源を増加させたい（茅ヶ崎市社協）

第3章 社協が目標に向かって歩いていくために（メッセージ）

社協のこれから （「2014」から「2020」へ）

矢島 啓志
（茅ヶ崎市社会福祉協議会）

茅ヶ崎市社協の総合相談体制として、地区担当制により職員が担当業務に関係なく、市内13地区に設置されている地区社協、地区ボランティアセンターの担当として支援に当たっています。そして、日常のちょっとした困り事への対応を通して、新たな問題等に気づき、地区担当職員のほか、包括支援センターや福祉相談室等の専門機関に繋がっています。また、平成30年4月からは、生活支援体制整備事業を受託し、第2層の支え合い推進員として、地区担当が兼務しています。こうした活動を通して、地域と密接に連携協働し、地域福祉の推進を図っているのが特徴と考えています。

国は、新たに「断らない相談」、「地域支援」、「地域づくり」の3本を柱に、「地域共生社会」の実現を目指そうとしています。社協として、国の動きをどう捉え、社協の使命、役割を發揮していくかが問われていると考えています。特に「断らない相談」では、共に考え、進んでいくという姿勢が重要であり、また「どこへ相談してよいかわからない。」をなくすことが大切と思っています。福祉の人材不足が言われている中、社協の使命、役割を再認識し、強味を發揮していくには、人材育成、他社協との連携がキーになるのではないかと考えています。

県社協には、人材育成を含め、市町村社協とどのように連携・協力・協働しながら、課題に向かい、県内の地域福祉をどのようにすすめるのか、イニシアティブをとる存在となっていきたい。市町村社協とともに歩む県社協を目指していただきたいと思っています。この報告書が今後の社協の方向性の指針になれば、しなければと思っています。

最後に、今回、社協・地域福祉事業推進プロジェクトのメンバーの一員として、協議に参加し意見交換ができたことは大変意義深いものと思っています。

今こそ立ち向かおう～社協の存在意義を高めるために～

小島 祐行
（清川村社会福祉協議会）

この度町村社会福祉協議会事務局長の立場でプロジェクトに参加しました。

ご承知のとおり清川村社協は県下で最も小規模な社協です。議論を重ねる中で、我々のような少人数の職員体制の社協が今回提案をしている「総合相談」に着手できるのか、町社協は果たしてどうだろうか。そんな思いが交錯しました。一方で、組織規模の大小に係わらず、

社協が総合相談に着手しないことが果たして許されるのかとも考えました。昨年12月、国の「地域共生社会推進検討会」から最終取りまとめが示され、「断らない相談支援」をはじめ3つの支援を一体的に進める事業の創設が提案されました。しかし、私たちはあくまでも自らの地域のニーズに立脚し、法律からではなく、社協サイドから法律をどう活かしていくかが大切なのではないのでしょうか。

一口に「総合相談」と言っても、各市町村社協によって捉え方は様々です。誤解を恐れずに申し上げれば、私は町村のような小規模な職員体制の社協は「総合相談」に対して臆病になっているのではないかと思います。今の業務を担うだけで精一杯にも係わらず、総合相談の看板を掲げることによって困難な相談が寄せられるのではないかと、何よりも困難な相談に対応できるスキルに不安をお持ちではないかと推察いたします。しかし、総合相談の担当になったからといって、決して一人で問題を抱える必要はありません。わからないことは、自分の組織の職員はもとより、日ごろから県内外の社協職員等とネットワークを作っておき、スーパービジョンを受けることで展望が開けることが多々あります。

私がこのプロジェクトに参加するにあたり、県社協事務局へ、今回の指針を県下の社協職員が活用するように努めていただくことを強く要望しました。町村社協の職員が勇気と希望をもって「かながわの社協指針2020」に取り組むことを期待しています。

～つなぐ・つながる～

白倉 博子

(海老名市社会福祉協議会)

今、社会では社会的孤立からくる貧困問題やダブルケア、さらに8050問題など、本人の課題認識の有無を問わず、生きづらさを抱える個人や世帯が増加している。国は地域共生社会・一億総活躍プランなどの構想を打ち出しているが、従前から地域福祉を担ってきた社協として、今改めて社協の役割を問われているのではないかと感じる。これまでの地域福祉を否定するものではなく、今の時代を「つなぐ」しくみづくりをどのような目的でどのような戦略をもって住民と関わっていくのかを組織全体で議論し整理する良い機会となるとよいのではないと思う。

社協では、年々事業が増加し、充足しているとは言い難いながらも職員採用を行っているものの、「新事業＝採用」の形態では、枝をみて木を見ずの現象が起きてはいないだろうかと思慮する。担当事業には精通していても果たしてそこだけの完結でよいのか、今ひとつ視野を広げることにより、隠れていた課題や本質の課題に向き合うことができ、より豊かな生活の実現につながるのではないと思う。例えば、貸付相談ケースにおいて、本人の困り感は経済的な面だけであっても、その背景には、判断能力の低下による金銭管理の課題や、養育の課題、または社会的に孤立による複合的な課題を抱えているケースも少なくない。資金貸付が該当するか否かの判断だけに終始するのではなく、むしろ非該当ケースこそ社協の役割の発揮どころであり、各セクションの専門職が専門性を発揮し、想像力を張り巡らせ、想い

を寄せ、関係機関を巻き込みながら解決に向けて方向づけていくことはないだろうか。「断らない相談」「つながり続ける相談」は、まさに社協が横でつながることを示唆されているように感じてならない。まずは、隣の職員に一声相談を！

最後になりましたが、微力ながら本プロジェクトに関わらせていただき、ありがとうございました。

「次世代型社協」を目指して

山下 淳

(葉山町社会福祉協議会)

今、孤立する生活からくる様々な生活問題や地域課題に対応するため、地域福祉への期待は膨らみ、その中核となる社協の活動が重要性を増す中で、内容によっては従来よりも格段に高い実践力が求められるようになりました。

プロジェクトは、今後のかながわの社協がこのような期待に応えていくうえで、抱えている課題や解決方法について検討する場ですが、会議開催前には委員から「報告書を出して終わりにしない」思いが伝えられ、それに応えようとする事務局など熱気を感じてのスタートでした。

プロジェクトでは、全社協が「社協・生活支援活動強化方針」を示す中、地域の顔が見える社協の強みを活かした「総合相談」を中心に協議を重ねました。当初確認したとおりこの指針の発行後には部会活動や県社協事業などの実践につなげることとなったことは大きな成果だったのではないかと思います。しかし、少ない委員、限られた時間の中、検討し残したことは少なくなかったため、今後もこの指針を「作り込む」必要があることを確認しました。

一方、プロジェクトを終えて気になる事もあります。一つは県内には深刻な人材、財源不足で余裕のない社協が多く、この指針や今後の活動が単なるきれいごとに見えてしまうのではないだろうか？本当に困っている市町村社協に役に立つ指針や活動になるのだろうかということ。もう一つは、例えば総合相談など個々人の力量を上げるための取り組みだけでなく、組織のマネジメント、地域住民、行政や他の法人等との連携体制などの組織の総合力が必要であり、この指針は部会活動全般に関わってくるということを意識しなければならないことです。

このようなことも踏まえ、この指針の作り込み作業、部会活動が次世代型社協への発展につながることを願っています。

最後に、毎回時間を超過して熱心に協議をした委員や事務局の皆さまお疲れさまでした。そして、このようなプロジェクトへの参加の機会を頂きありがとうございました。

自分の目で見、話を聞いて、一緒に考えること

豊田 宗裕
(聖徳大学)

1980年代中盤、私が初めて担当した社協の業務は、県ボランティアセンターでの「ともしび基金助成金配分事業」でした。当時は市町村社協にもまだまだボランティアセンターが配置されておらず、ボランティア活動も施設における「施設ボランティア」が中心であり、直接県ボランティアセンターに調整の依頼が入ることも少なくありませんでした。しかしながらこの頃は、日本の社会・経済が大きく変化していく時期で、県内のボランティア活動を取り巻く環境が大きな転換期を迎えていたと後になって気づいたと思います。在宅福祉サービスの「はしり」としての地域での家事援助サービス(有償型)の拡大や、養護学校義務化の定着により「地域作業所(現在の就労B型施設の前身となるもの)」の爆発的な増加、また当時全国どこでも取り組みをしていなかった「精神保健ボランティア」の必要性が増大し、その育成が課題とされたことなど、ボランティア活動を通じてその当時の地域課題の変化を日々痛感する毎日でした。現在でも同じだとは思いますが、こうした地域課題に取り組む団体は資金的な基盤が弱く、助成金や基金配分などに頼ることが多かったため、基金の相談が私の所に多く寄せられました。そのような中で、基金配分の現地調査と称して多くの施設や団体のもとを訪れると、先方では待ってました、とばかり自分たちの活動状況や何故このような活動をしているのか、今後に向けてどのような展望を持っているのか、などの話を本当に一生懸命話してくれました。その間、それを取り持ってくれた市町村社協の職員の方も自分たちの関わりや、その活動が持つ地域活動の意味などを話してくれ、帰りはいつも居酒屋での情報交換会であったことを覚えています。私の相談面接、アウトリーチの技術はここで磨かれたと、現在でも本当に感謝しているところです。

あれから30年余りが経過し、社協の仕事の内容や社会での位置づけも大きく変化したと思います。地域課題の多様化に伴い、職務の複雑化・細分化が進む一方で、委託事業としてのサービス提供事業の比率も増大しているところです。しかしながら、IT化やシステム化が進んだとしても、社協の仕事の根幹には「自分の目で見、話を聞いて、一緒に考えること」があると常に思っています。すべての社協職員にとって、相談事業は必須のものでしょう。

変化を受け止めつつ、変わらない原点からこれからの社協を展望しよう

渡邊 朋子
(神奈川県社会福祉協議会)

「かながわの社協からの提案2014」から5年、社協は生活支援体制整備事業をはじめ、事業の拡大とともに職員も増え、組織の規模も大きくなってきました。一方、それが社協にとって必ずしもプラスに向いていない状況があるように感じています。一人ひとりの職員は一

生懸命に仕事しているのに、社協全体として何をやっているか聞かれると、戸惑ってしまう職員は多いのではないのでしょうか。個々の事業に追われ、ベテラン職員でさえもやや自信をなくしている傾向がないのでしょうか。

今般の地域共生社会、包括的支援体制の動きは、「断らない相談」の実践など課題はあるものの、社協にとって決して新しくなく、むしろ社協が目指してきたことそのものです。私たちはこれまでの実践を通して、地域福祉の考え方を住民や関係者に伝え、それぞれの地域の方向性を示していく必要があります。また、地域福祉には、身近な地域の問題を自分たちで解決につなげる主体性、ないものは創る創造性、その中のつながりから思わぬ相乗効果を生む無限の可能性があります。このような社協の仕事の意義ややりがいも、あらためて職員間で確認していきたいところです。

福祉の仕事の多くが直接的な対人援助中心であるのに対し、社協は政治や経済の動きにも関連し、時にはそれによって翻弄される組織です。だからこそ、社協の原点は何か、に時に立ち戻らないと、仕事の軸が見えなくなってしまう。また、どんな仕事も同じですが、絶対的な「正解」があるわけでもありません。新たな施策の動き等がある際には特に、施策を読み解き、それぞれの社協、あるいは社協同士のつながりの中で話し合い、これからの方向性を確認することが重要です。今回の指針と報告書の意味はそこにあります。

「仕事は多いが人はいない」はどの社協も共通課題です。その中で、今回の指針、報告書は「条件がないからできない」「理想論ばかり言われても」と思われることもあるでしょう。しかし、社協はさまざまな動きに翻弄されるだけでなく、それが追い風に転じるときもあります。そのときにチャンスをしっかりつかみ、日ごろの積み重ねをもとに動ける社協でありたいものです。今は、そういう意味では社協にとって大きな追い風です。このチャンスをどう生かすか。今回の指針、報告書を各社協の話し合いに活用いただき、役職員で社協の原点をいま一度確認し、これからのあり方を展望することから始めていただきたいと思います。

県社協としては、特にこのような時代だからこそ、横のつながりの場としての市町村社協部会が重要と考えます。市町村社協の皆様は部会の主役として、積極的に部会を活用していただき、ともにそれぞれの社協の発展につなげていただきたいと思います。

最後に、プロジェクトに大変お忙しい中ご参加いただき、熱い議論を交わしていただきました豊田先生、市町村社協の皆様にあらためて感謝申し上げます。

社協として地域共生をすすめるために

天野 卓

(神奈川県社会福祉協議会)

2016年6月の閣議決定「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込まれた「地域共生社会の実現」のもと、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されて以降、改正社会福祉法の公布や地域共生社会実現に向けた各種モデル事業の実施、本プロジェクトでも参考とした「地域共生社会推進検討会」の最終とりまとめ等、ここ5年あまりの間、地域福祉に関する

考え方、取り組みは大きく進みました。

このような一連の流れに「これまでの社協の実績が評価された」「時代が社協の進めてきた地域社会づくりを求めてきた」というような声も聞かれる一方、介護保険制度を中心に、主として公的な枠組みで担ってきた分野にも、住民主体による参加と協働の推進が定められるなど、これまで地域福祉推進の中核組織と位置付けられてきた社協は、より一層その役割と存在感の発揮が求められていることも、周知のとおりです。

そうした中、環境や課題も様々な県内の社協が、課題を抱えつつもそれぞれの特性を活かしながらこれからの地域福祉をどのように進めていくのか、ご多忙な中にも関わらず本プロジェクトにおいて率直なご意見・ご提案を多数いただいた各市町村社協のメンバーの皆さまに、改めて感謝いたします。

本報告書ではプロジェクトで検討した市町村社協の現状と課題の中から、特に「断らない相談」に焦点を当て、「社協の取り組む総合相談のあり方」をまとめていますが、来年4月からの施行が予定されている改正社会福祉法においても、市町村に住民の複雑・複合化した課題解決のための包括的な相談支援体制の整備が定められるなど、相談支援の重要性はますます高まっています。しかしながら、まさに予想外といえる新型コロナウイルス禍による「新しい生活様式」の提案は、従来の住民福祉活動のあり方へにも見直しを求めるものであり、社協にとって「新しい活動課題」が突きつけられています。本会としましても、引き続き様々な機会を通じて市町村社協の皆さまからのご意見をお聞きし、今後の社協活動のあり方を検討、提案していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

住民一人ひとりの命と暮らしに目を向けて

松永 文和

(神奈川県社会福祉協議会)

振り返ると、「完全参加と平等」を掲げた国際障害者年（1981年）以降、ノーマライゼーションに基づく「ともに生きる社会」や「共生社会」が地域福祉の理念として用いられてきました。また、170余か国、県人口の約2.5%の割合になる外国籍住民が生活する神奈川県では、「多文化共生社会」であることもあります。ここ20年はソーシャルインクルージョンが主流となり、近年は「地域共生社会」が広まるなか、制度・分野ごとの『縦割り』、「支え手」「受け手」の関係を超越てと言われてはいますが、この点は行政、社協にとって最大級の難所です。

プロジェクトでも話題になりましたが、「地域共生社会」を語る背景に「社会的孤立・社会的排除」（関係性の貧困）の深刻化があげられています。また、「関係性の貧困」に並び、虐待、暴力、いじめ、差別等によって、人々の命と暮らしが脅かされています。そして今、世界中に広がった新型コロナウイルスにより、顔の見える関係を重視する地域での活動や事業は大打撃を受け、様々な面で自粛・規制管理が厳しい、新たな日常へと急変しました。

激動の時代において、「関係性の貧困」に対して、社協はどう向かっていくのかが今問われ

ています。今後、少子高齢化、人口減少化が進む一方で、情報技術や医療技術等が発展しても、住民一人ひとりの命と暮らしが軽視されない平和社会であること、住民主体の考えが地域福祉実践の根底に置かれることを私は切望します。加えて、本来の住民主体の活動は、法制度の枠に納まるものではなく、また、必要以上に規制を受けてはならない、良い意味で自由自在であるべきと考えます（*ボランティア活動や市民活動においても同様です）。

社協は地域福祉に関する民間の専門機関として、独自の実践とその理論化を繰り返してきました。私は、社協の専門性は住民ニーズや地域生活課題に対して敏感であり、その隣りに居続け、考えて行動することだと思えます。

最後に、今回のプロジェクトに関われたことに感謝し、こうした熱い議論の輪が広がっていくことを願っています。

《資料編》

1. 「社協の総合相談」に関するヒアリング（概要）

（1）藤沢市社会福祉協議会（2019（令和元）年11月19日）

1、この数年の社協をとりまく状況の変化、特徴等

- 平成23年度の社会福祉事業協会との統合以降、社協が大きく変化した。これまで取り組めていなかった課題に着手すべく、新たなスタートと意識した。
- 藤沢市は行政が40年以上前から、市内13の行政区域における地縁組織に対し、直接、間接的に支援をしてきた歴史がある。市民参加の会議体もあり、行政と市民が直に話し合いをする仕組みが出来ていた。その影響もあり、社協として小地域との関係性を持つ必要性も薄かった（社協の出る幕もなかった）という状況であった。しかしながらここ10年程、行政が担えない部分も多くなり、その部分を社協が行政と協力関係を築きながら地域支援に力を入れていくことになった（統合のタイミングとも重なっている）。
- 生活困窮事業の受託をもとにした、「バックアップふじさわ事業」は、社協が受託し、事業展開していく以上、CSWは生活困窮事業を基本としながらも、現在ではSCとしての側面も担うだけでなく、包括Cや市民センターとも連携し、幅広い活動を行っている。

2、局内全体で共有化するしくみについて（職員研修、ケース検討、局内会議、組織改編等）

- 複合的な課題を抱え解決が困難なケースにおいて、CSWから生活福祉資金担当へ相談を持ち掛ける、あるいは逆に個別担当から持ち掛けられるということもある。必要に応じて課題共有、意見交換を重ね、共同して取り組むケースを積上げ、お互いの信頼を重ねていくようにしている。お互いの対話、情報交換を欠かさないよう心掛けている。
- 社協のCSW同士も孤立しないように、ケータイやPCを常時携帯し、必要なときにいつでも連絡し合える環境としている。そして毎朝30分間のミーティングを行っている。
- 組織内連携には課題もある。4団体の統合により現在の組織が構成されているため、例えると現住所は社協だが本籍地が元の所属団体というような、以前の経験を引きずっている職員も少なくない。
- 職員育成について、県社協や全社協の研修への参加、市行政主催の行政職員研修にも参加（※市出資団体へ開放されている）。また年1回、テーマを決めて職員全員参加の研修会があるほか、担当ごとの研修もある。
- 職員構成について、平均年齢が上昇しており若返りに取り組む必要もある。昨年あたりから経験者でなく新卒をターゲットに募集をしている。
- マンツーマンによるOJTは中々難しい。
- 社協は組織マネジメントへの関心が薄いのかもしれない。組織の発展に向けて、したたかに戦略的に、経営的な面の研修が必要。

3、地区社協、小地域活動、ボランティア等との連携について

- 個別相談を基本としつつも、地域に係わる課題対応にむけては、民生委員からや各種行事の

際などに幅広い方々が集まる機会を利用するなどして情報収集をし、市内地区を東西南北のブロックに分け、ブロックごとにCSWやボランティアセンター職員、行政の関係各課の職員等が話し合いを行うこともある。

- 「断らない相談」といっても、どこまでを社協で対応するのかを考えたときに、(藤沢市)社協の理念である「既存の制度で対応できないものこそ社協が受け入れて対応していく」のもと、相談員個々の対応では限界があることから、問題の共有ということを第一に考えている。相談員の経験に左右されることなく、また相談員を孤立させないことを重視し、即座に解決することを第一義にすることなく、関係者を巻き込みながら対応することを心掛けている。
- 「社協は相談を断らない」ことを住民、関係者に説明するときに、「断らない相談」とは全て社協だけで解決することではない、ということをお必ず言うようにしている。伴走型支援とは相談機関と一緒に考える、遠慮せずに互いに相談しあえるというネットワーク形成が大切であるということで、相談機関にありがちな「相談機関として自ら解決しなければならない」というプライドを考え直させる効果もあったのではないかと考えている。

4、困難ケース、解決につなげるための支援機関等とのネットワークについて

- 社協はこれまで社会福祉法人やNPOと比べて、自らの役割、使命、実績をアピールする発信力が弱かったのではないかと。地域福祉が必ずしも社協が独占的に取り組むものではなくなっている状況から、これまで協力関係になかったNPO等の多様な関係者と連携することで、必要性があっても社協が関わりにくかった分野に協力して取り組めるようになった。今後もそうした方向性は維持していきたい。
- 地区担当制により、地域の行き場のない困りごとがあれば社協が受け、対応するということを住民に周知していくことから始めた。地域の既存の相談センターで解決が難しい重層的な課題を抱える相談の支援をすることを重視している(但し社協内の相談事例の共有はあまり出来ていないかもしれない)。
- (担当者が強調していたこと)伴走型支援で大切なことは、あくまで相談者本人を主体とし、本人自身で課題を認識出来るように寄り添うことだと考えている。そうして本人とともに地域のあらゆる支援のための資源を見付け出し、つながりを築いていきたいと考えている。本人だけでなく、支援者にも課題解決の成功体験が得られることが大切であり、あらたなつながりづくりと継続性もできると考えている。

5、市町村域のしくみ構築にむけた行政との関係づくりについて

- CSWの配置について、生活困窮事業であるバックアップ藤沢(行政)のスタートから社協への事業委託への相談を了承し、モデル事業として3地区からスタートしたのが始まり。最初の取り組みから地域から高い評価を得て、民生委員から行政に増員を要望された。その後5地区、8地区と増員され、社協としては市内全13地区全てに必要であると要望し、引き続き地域の声も市社協を後押しし、来年度で全地区に配置される予定である(地域の声は、行政が設置・開催している地域ケア会議等の場面で関係者が発言、それが活かされる形となっている)。
- 行政との連携に関しては、現状では副市長が幸い福祉に熱心で、福祉部長や行政OBの参与等も協力し、良好な関係性を維持しているなど、環境面で恵まれていることは事実である。し

かし状況の変化に備えるためにも、社協に対する協力者、理解者を維持、増やしていく努力が必要と感じている。

○社協は自主財源に乏しく、自前で人を雇用することは難しい。独自事業だけでは組織を維持できないことから、行政の委託、補助は不可欠である。国庫補助も含めて、使いやすい財源であるかを見極めて、積極的に受けていく必要がある。

○但し委託、補助について行政から一定の縛りがあることも事実なので、社協の考えを伝えて理解を求めることも必要。社協として一定程度の幅を持った事業展開が出来るよう認めてもらうことが必要。

○CSWは行政に対し客観性を保つために行政が市内各地に設置する市民センター内への配置は行わないという点にはこだわった。

6、社協特有の機能、強み、専門性とは何か

○制度、分野に捉われず、柔軟に動けることが社協の強み。

○CSWの活動をしてみて、地域に応援されているという実感が得られた。こうした実感を通じて活動者を地域で増やしていく取り組みを続けたい。

(地域の声が行政をも後押しし、それが生かされる形となった) ※再掲

○社協として公平性・中立性という立ち位置でいることが信頼感に繋がる。

○多機関協働への取り組みは社協が得意とし、担うべきところであると認識している。

7、社協が取り組む上でのねらい、今後の展望等について

○相談は高齢者層が多いが、非常に多岐にわたっている(8050問題、子育て支援)。高齢者は地域での生活が長く、周囲との関わりも強い方が多いので、高齢者から自身だけでなく周囲の困りごと相談の発見につながることもある。

○制度にない相談への対応については、勿論社協として出来る範囲でという枠はあるが、相談を通じて把握した課題に対応するための新たな仕組みづくりの取り組みは大切にしたい。制度づくりには行政としても困難なことが多いが、ひきこもり対応や食料支援など、関係機関、企業等との連携をしながら対応するのも社協の大切な役割だろうと認識している。

○藤沢市の場合、認定NPO法人が管理運営する市民活動センターの動きが活発であり、幅広く市民活動を支援しているため、社協のボランティアセンターも独自性を出す必要があるのではないかと。例えば引きこもりや不登校の問題に関する支援活動など、社協でしか支援出来ないものを関係者と協力しながら重視していくということも考えなければならない。

○企業との連携も重視している。アズビル(株)が実施している修学資金への協力やノジマ(株)の家電製品の寄附&配分、JAからの食品寄附の配分等を行っている。

○社協全体の業務は確かに増えているが、実績を積み重ねることで評価を得、将来の事業(補助金または委託費の確保)につなげていく。

○既存の個別事業、例えば生活福祉資金貸付事業担当者が、借受者の幅広い生活課題を汲み取り、他制度やサービス、支援に結びつけるというのは理想ではあっても現実的には難しい。担当はその制度の適正な運用をもって対応することが第一義的に求められるので、制度担当者だけで考えるよりも、制度から漏れた課題への対応を考えるサポート役となる人が必要ではないか。

相談してみませんか？

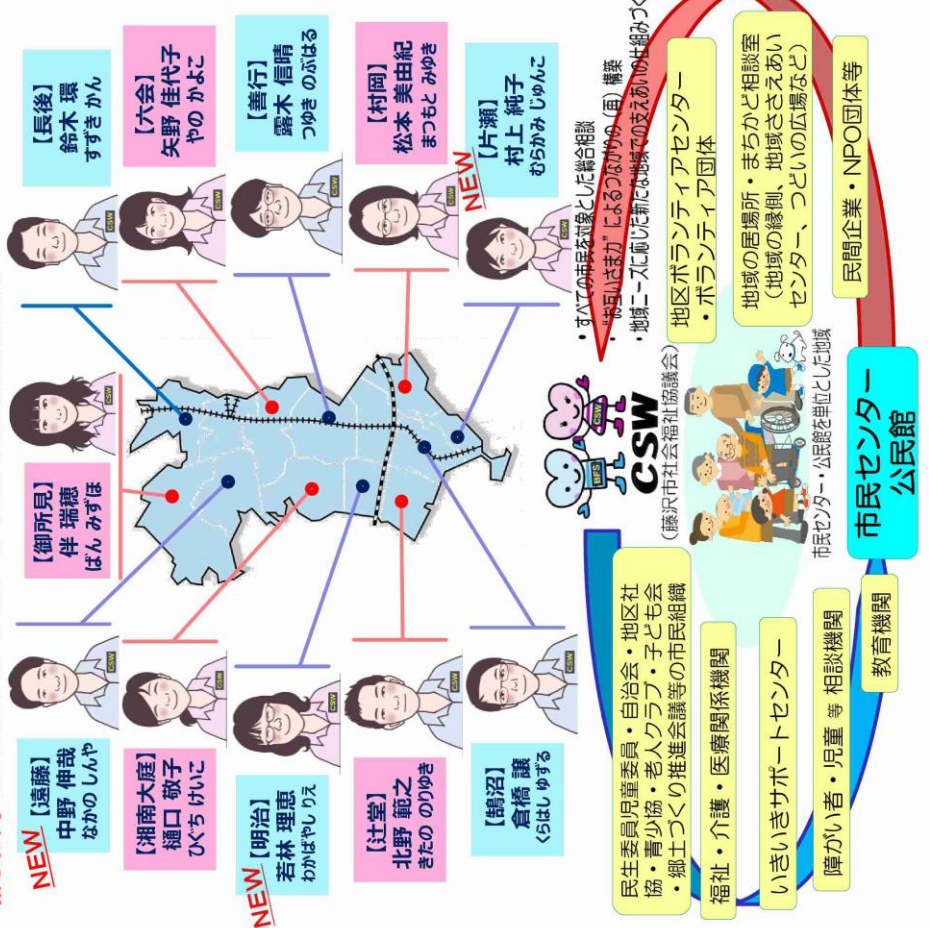
CSW に

【コミュニティソーシャルワーカー】



藤沢市では、子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者といった区別なく、全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目的とした「藤沢型地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めています。その一つとして総合相談機能の充実を目指し、平成28年4月よりコミュニティソーシャルワーカーを配置しています。

平成31年度は4月より、新たに片瀬・明治・遠藤の3地区に拡大し、より一層の充実を目指します。※「コミュニティソーシャルワーカー」の配置事業は市の委託事業です。



相談してみませんか？

CSW に

【コミュニティソーシャルワーカー】



コミュニティソーシャルワーカーは、地域に向き、地域のみならずの様々な困りごとに対して、関係機関・団体や行政と連携して総合的な相談支援を行います。また、地域活動への支援や地域における支えあいのしくみづくり、地域での顔の見える関係づくりや新たなサービスの創出に取り組みます。



どんな相談もお受けします、CSWはお断りしません!!

社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会 地域支援担当 コミュニティソーシャルワーカー
〒251-0054 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所分庁舎1階

電話 **47-8131** FAX 26-6978
e-mail f-csw@fujisawa-shakyo.jp

月～金(祝日年末年始除く) 8:30～17:00

(2) 小田原市社会福祉協議会 (2019 (令和元) 年 11 月 12 日)

1、この数年の社協をとりまく状況の変化、特徴等

○市社協は長年、地区社協を主体としたまちづくりを進めてきた。生活困窮事業、地域包括支援センター事業は受託していない。地域福祉活動計画に総合相談を位置付けてはいるが、役員間での事業課題の共有が容易ではなく、個別支援が弱いと言われていた。

〔総合相談のしくみ〕

○2017 (平成 29) 年 10 月に「我が事・丸ごとの地域づくり推進事業」(国)の「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を受託し、福祉まるごと相談事業への取組みを始めたことをきっかけに、局内で個別支援に対する意識が共有され、徐々に組織としての対応力も付いてきた。

○総合相談の一つとして、福祉まるごと相談事業があり、ボラセン、あんしんセンター、ファミリーサポートセンター、生活福祉資金貸付等と情報共有に努めている。

〔職員体制〕*国のモデル事業の人件費は常勤 2 名分。

○市内には地区社協が 26 か所、包括Cが 12 か所あり、市社協では 4 層体制で事業を進めている。内訳は、まず、包括圏域と同じではない①「地区担当者」(11 名)を配置した(2019 (令和元) 年 4 月から)。次に、②「包括圏域統括者」(第 2 層 S C) 9 名、③「福祉まるごと相談員」(国で言う「相談支援包括化推進員」) 2 名(サポートに 2 名)、④「総括」(2 名)となっている(職員 11 名、4 層で延べ 27 名)。

*従来の地区社協担当者は 6 名で行っていたが、包括圏域を意識して増員を図った(→12 名)。

2、局内全体で共有化するしくみについて(職員研修、ケース検討、局内会議、組織改編等)

○「まるごと相談」の相談者は、複合的な課題を抱える個人だったり、世帯だったりする(*関わる機関が複数ある場合、市社協は調整役)。既存の制度が利用できない、収入が少ないが、生活保護を拒んでいる、他の機関が対応できない場合などがあげられる。市社協では「なんでも受けます」といった姿勢で、相談者がつながりやすくなることを重視している。

○事業開始から 2 年経つが、初めの頃は国の研修も多くあって、同じような課題を抱える地域や一歩先の課題にあたっている地域と出会う機会があった。

○初期には、相談の意図がわからない相談が関係機関から繋がれることもあったが、協働の機会が増えることでなくなっていった。

○事業受託にあたって、地域担当者の個別支援に対する不安感はあると思うが、個別支援の重要性を感じていた職員を中心に段階的に局内に考え方等を広げていった。兼務でもできるように業務内容や負担を調整していった。

○個別支援と地域支援の連動について、担当職員同士がわかり合うことが重要である。

○地区担当者の役割がはっきりしていないところもあるが、地域の会合、イベントに参加するようにしている。地域支援の明確化(関わりの範囲の明確化)も大事だが、地域に深く関わることによる社協組織やその周りの業務理解、寛容な心持も重要である(時間はかかる)。

○週 1 回(定例・金曜の午前中)、市の担当との情報共有、相談の機会を持っている(局長、まるごと相談担当が参加)。市は必要に応じて参加範囲を広げている。

○月 1 回、地区情報の共有、相談ごとなどを目的に地区担当者(11 名)が集まる。進行は持ち回り方式により、受け身にならないよう工夫して行う。

○課題として、相談が継続していく場合は、作成した支援計画を組織的に承認したうえで支援を行っていくことが必要と考えるが、現在は記録の共有でとどまっている。また、個別支援と地域支援の観点からは、地域支援に関しても同様に支援計画的なものが必要と思われる。

3、地区社協、小地域活動、ボランティア等との連携について

- 個別支援の際の民生委員の動きを知り、関係強化を図っている。民生委員や地区社協は事業周知にも大きくかかわり、相談対応力も高めてきたと感じられる。
- 地区担当でもあるまるごと相談員が地区担当者会議で、相談記録の共有をする一方、個別支援では民生委員との動きの共有をすることで、地域の状況や課題、キーパーソンなどの人材が見えてくる。

4、困難ケース、解決につなげるための支援機関等とのネットワークについて

- 断らない相談＝解決志向ではない。支援というほどでもない、家族機能が働いていない（ちょっとした相談ができる人が不在）等の場合、同行、助言、一緒に考えて動くことが中心となる（伴走型支援）。すべて解決するというのではなく、まずは「受け止める」ことを重視している。
- かつては、窓口で解決困難な問題は関係機関へ「つなぐ」という視点であったが、「つながる」という意識で受け止める形ができつつある。
- 問題の早期発見には、地域づくりにかかわる住民のとの連携が欠かせない。アンテナを高く、ネットワークを広げること。また、個別相談から得た課題を地域にアウトプットし、一緒に考える姿勢が大事。そうした働きが市社協に求められる。

5、市町村域のしくみ構築にむけた行政との関係づくりについて

〔事業開始のタイミング〕

- 国の「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」のモデル事業を市が採択され、本会に事業受託されたことによる。市地域福祉計画と地域福祉活動計画に総合的な相談支援体制の整備を掲げていたことによる。モデル事業は3年間の期限付き（今年度まで）だが、次年度からは市単独の委託事業に切り替わる。市とはこれまでにないほどの強いつながりを感じている。

6、社協特有の機能、強み、専門性とは何か

- 市社協の強みは26の地区社協とのパイプがあること。
- 「アウトリーチ」（出向く相談）は、地域と密着し、つながりが強い地区担当と各種相談事業（個別相談）が、業務の枠を超えて連携し支援がとれること。
- 生活福祉資金貸付や日常生活自立支援事業など、多様な事業を行っている強み。
- 弱みは各地区間の温度差があること。
- 市社協内で社会福祉士を有する職員が10人いて、部会を設けている（月1回）。担当業務を超えて組織に必要な課題を検討し、組織への提案、事業化等につなげている。

7、社協が取り組む上でのねらい、今後の展望等について

- 現状の維持+SOSを発せないケースに対してはアンテナを高くしていきたい。
- 市社協に求められることは変わっていないが、それが公になってきた。
- 市社協全体が「まるごと受け止める」意識を持つことが必要。それを身に付けていくことが大切ではないか。
- 法人後見の実績が上がっている。国のモデル事業（福祉まるごと相談事業）などをつなぎ合わせながら中核機能を発揮していきたい。
- 「社協が実施しなくてもよい事業の洗い出しも必要」（*茨城県東海村社協 古市こずえ氏）

「総合相談体制の整備に向けた取り組み」 ～問題の発見から解決まで、多様な担い手との協働～

2 相談の基本姿勢

- 様々な窓口から得られた相談情報を共有し、安心して情報を提供してもらう
- 記録を共有し活用する
- 部門を超えた相談課題をつなぎ合わせる
- 複合的な課題を整理する
- 窓口で対応できない問題を解決していく
- 組織外の関係機関へつなぐ
- 個別の生活課題を地域の課題にむすびつけていく
- 相談の分析をする



2 相談の基本姿勢

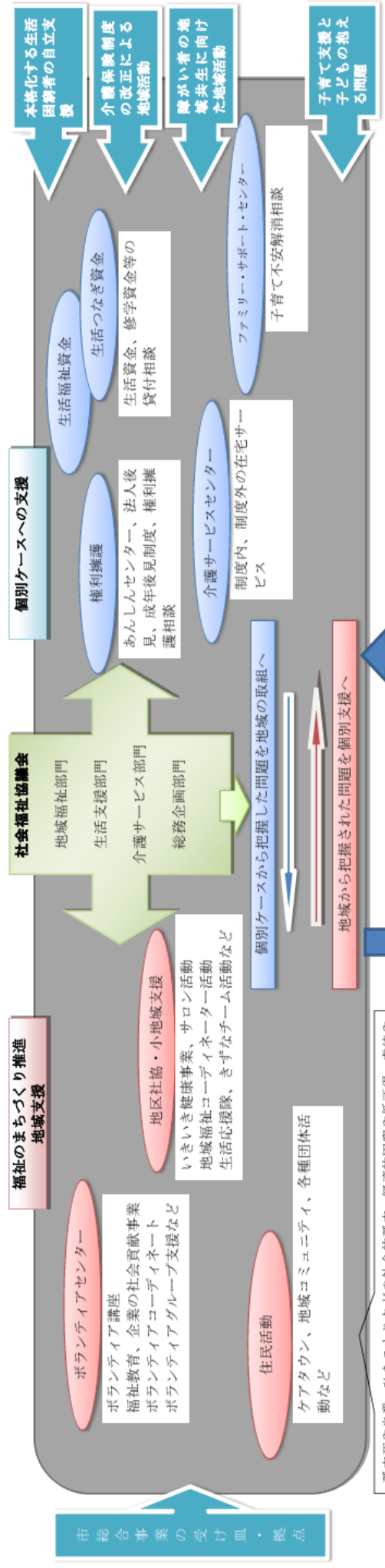
小田原市社会福祉協議会では「生涯を通じ安心していきいきと暮らせるまち」を基本目標とする地域福祉活動計画に「総合相談体制の整備」を掲げ取り組みを進めています。

総合相談は、制度の狭間にある問題を解消し、社会的孤立を防ぎ、地域住民のあらゆる問題を受け止める体制をつくること。そして生活問題の予防、早期発見・解決を目指し多様な担い手との協働により、生活支援の充実につなげていくことにあります。

1 総合相談とは

決して新しいことに取り組みではなく、本来もつ社協の機能・特性を活かし、かつ、今まで培ってきた社協活動をベースに、多くのアンテナで受けた情報を共有し、各分野の仕事に反映させることです。更にもう一歩ということでは、住民からの相談に対して、個別に対応することだけでなく、地区社協の活動や、関係機関の専門職とのネットワークを活かした問題解決と、予防のための地域づくりを展開していくことが重要となります。

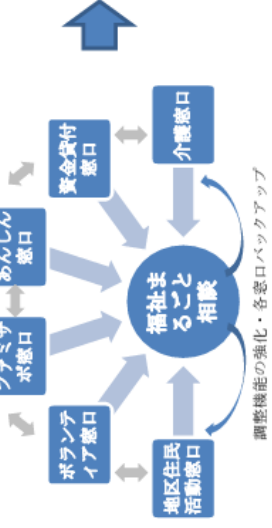
総合相談体制の全体像



3 これからの社協 目指す姿

複合化・複雑化して解決の糸口も見出せない課題を、総合的・包括的に受け止め、多機関と協働して支援する相談体制の構築を目指し、一人ひとりのニーズを起点としたサポート、更にはその積み重ねにより支え合いのある地域づくりにつながるよう社協組織として取り組むことが必要となります。

地域共生社会の実現に向け、改正された社会福祉法に規定する地域福祉の推進を踏まえ、社協の事業活動をしっかりと軌道にのせ 2020 年代を迎える準備をしていきます。



総合相談によって生み出される効果

多くのアンテナによる生活課題の早期発見、多様なニーズの受け止め

福祉分野を超えた支援

一人ひとりのニーズに合わせた支援活動の創出

一人ひとりの状況に合った継続的な支援

一人ひとりへの支援の蓄積をととした「誰もが」暮らしやすい地域づくり

孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立、経済的困窮や低所得、虐待や悪質商法に対する権利擁護など、地域における生活課題の深刻化、広がりに対応できる仕組みづくり

(3) 茅ヶ崎市社会福祉協議会 (2019 (令和元) 年 11 月 15 日)

1、この数年の社協をとりまく状況の変化、特徴等

【社協（あんしんセンター）へ寄せられる相談】

- 相談は市社協のあんしんセンターに入ってくることが多い。内容はお金の問題だけでなく生活困窮で、例えば、他にサポートやサービスがない、知的障害があって金銭管理以外で生活に困っていることがある、親族の支援が得にくい、親族にも支援が必要な場合など。
- 金銭管理だけではない包括Cからの相談が増えている。
- 茅ヶ崎市コーディネーター配置事業が始まってから、地区社協との関係強化を目標にしていた。お互いのキャッチした情報を共有するなど、民児協事務局は行政だが、民生委員、包括Cとのつながりがこれまで以上に増えた。関係が強化されたことで、今まで見えなかったところが市社協にも見えるようになった。
- 市社協の中でだけで相談は完結しない。例えば、金銭管理はあんしんセンター、生活の場面はグループホームなどの生活施設、市社協の地区担当はお金以外のサポートを、互いに連絡を取り合いながら、役割分担ができています。

【総合相談体制の仕組み】

- 市社協は総合相談という看板を掲げてはいないが、窓口で相談を受け、市社協のサービスへ繋げる、他の機関へ繋げる等の実績がある。また、重点を置いてきた地区社協を核に地域支援を展開している。
- 2001（平成13）年度から全正規職員が担当業務に関係なく、市内13地区の地区社協、地区ボラセンの担当をする「地区担当制」を導入し、地区担当は生活支援体制整備事業の第二層SCを兼務している点が特徴にある。

2、局内全体で共有化するしくみについて（職員研修、ケース検討、局内会議、組織改編等）

- ケース検討は、各所にて都度行われ、何か問題が起こった時に全体で集まっている。
- 局内の情報共有は一定程度確保されているが（月1回定期的に行われる職員会議等）、市社協内ではどう動いているのか、対応は他に方法がないのかなどのお話にはなりにくい。情報共有はできていても、ケース検討は十分に持ちきれていない。
- 市の生活困窮者自立支援事業担当窓口からは、法制度に当てはまらないから、市社協（地区担当）に相談が入る。その際、市社協の地区担当であっても、相談担当でない者が受けると、どこにつながればいいのか対応に混乱することもある（*対応にばらつきがある）。
- これらを踏まえると、職員研修を活用した事例検討を含めた課題の共有の場を定期的に設けることが必要とは思っているが、時間を設けるのが厳しい状況にある。県社協等が実施する外部研修に行くようにはしており、一人年間1つ以上の研修を受けることに努めている。
- 社協職員のあるべき姿（職員像）を目指し、これまで文章化されていなかった人材の育成について基本方針として定めた。「人材育成基本方針・研修計画」（2019（平成31）年3月）
- 社会福祉士、精神保健福祉士等の資格取得については、自己啓発としており、費用等の負担はしていない。
- 社協のいろいろな仕事を経験することは大事であるが、組織体制の関係からこれまで定期異動はあまりしてこなかった。異動がないということは、その部所での仕事に精通する職員で問題を乗り切ってきた。
- 職員の資質の向上について。地区担当は地域と連携しながら支援活動を行っている。いわゆるCSWとしての活動だが、周囲からCSW（社協職員）としての活動が見えない、個別支援がもっと必要だ、活動にバラつきがあるなどの声が入ってくる。
- 事例検討を行う上では、スーパーバイザーが必要で、それは経験の長い指導的立場の職員が担うことになると考える。
- これらの課題について、OJTによる資質の向上は業務の上でできるが、より専門的な研修は局内では難しく、県社協等の主催する研修に頼るのが実情である。
- 「共有シート」は、自分（地区担当）の役割、気づき、地区の反応、課題などを地区担当が担当地区について記入し、月一回職員会議で発表する。

3、地区社協、小地域活動、ボランティア等との連携について

- 介護保険制度が始まって、平成13年当初、市社協は介護保険事業をやらないので、これからは地域福祉事業に専念する考えでいた。それまでの市社協は地区社協にそれほど関わっていなかったの、まず、地区社協とやりとりできる関係性を築くことが目標だった。制度が大きく変わったことで、地区社協の役割が変わる、もしやるのがなくなったら…という危機感もあった。こうした状況から茅ヶ崎市コーディネーター配置事業の「地区支援チーム」が始まった。
- 市社協は地域に対して遠慮がちだが、一方で包括Cは地域に頼み上手。地区ボラセンへの相談内容は高度化している。しかし、その関係からか、地区ボラセンの対応レベルがあがっている。
- 地区ボラセンでは、地域の住民から受けるゴミ出し、買い物、移動等日常のちょっとした困りごとに関わっていく中で、新たな問題（対応できないもの）や課題に気づき、市社協の地区担当、包括Cなど専門機関へ繋いでいる。
- 市の施策による包括C内に設置された「福祉相談室」と茅ヶ崎市コーディネーター配置事業の「地区支援チーム」を地区社協エリアの場で繋ぎ、専門職と住民活動の連携・協働の相談体制を展開している。
- 茅ヶ崎市コーディネーター配置事業の「地区支援チーム」をモデル的に実施しているが、「やってよかった」の反面、「これまでの活動とどこが違うのか」との疑問の声もあり、地道に話をしていく必要がある。

4、困難ケース、解決につなげるための支援機関等とのネットワークについて

【これまでに対応した事例から】

- これまでの相談の傾向を見ると、精神疾患、認知症、引きこもり、独居などに複合する相談があがってきていました。また、民生委員児童委員がネットワーク会議のメンバーとなることで、子どもや学齢児（のいる世帯）に係る課題が共有されるようになっていました。
- 地区の住民は気になっていた、あるいは困っていたがどうすることもできなかった。しかし、本人や家族が支援の必要性を認識していないことや拒否等があり、すぐに関わりが持てない場合が多く、見守りながら長く関わることになる場合が多かった。
- 「誰がどう支援するのか」という問題を含むこともあり、通常の活動範囲を超えて関わらざるを得ない場合も課題としてあった。
- 連携が継続している良い例では、学校から児童委員へ児童の不登校に関する相談が入り、その児童委員を通じてネットワーク会議に出席している地区民児協会長へ情報が入り、児童の父親を交えた担当者会議（家庭児童相談室、相談支援事業所、福祉相談室、市社協）を経て、福祉相談室が関係性の構築を図り、民児協による安否確認、地区ボラセンによる掃除、話し相手などの支援に繋がったケースがある。

5、市町村域のしくみ構築にむけた行政との関係づくりについて

- 市社協は行政に「総合相談」をどう見せるか。社協への役割期待は感じるが、社協は介護保険対象者だけを見ているのではない。縦割りの行政とのギャップを感じる。行政との関係づくりは悩ましい。
- 行政はアンケート結果が出ると、すぐどうするんだという話になる。地域では進める手順や優先順位もあるので、その状況をどう伝えたらいいか。行政側にも受け取り方の柔軟性（優柔性）を求めたい。
- 行政とのパートナーシップは重要なテーマ。一緒にやるにはどうすればいいのか。制度が縦割り、それを崩すのは難儀である。社協、行政、互いに知る機会がもっと必要である。
- 住民に無理を強いることは、地域・住民が疲弊することになり、近くにいる社協職員も疲弊してくる。
- 総合相談と地域包括ケアシステムを考えるには、人がいる。そして、システムを動かすうえでの予算がいる。
- 断らない相談は、何らか解決できるものがあるから、言えるのであって、ただ話を聞くだけで、断らない相談というのはどうなんだろう。

○地域づくりとは、住民が納得するうえの手立てでもある。ニーズに対して、皆で解決策を探っていく。市社協はその土壌づくりを担っていく。

6、社協特有の機能、強み、専門性とは何か

- 社協の組織化活動、つながりながらの仕事を、若い社協職員は知らない人もいる。難しい、面倒くさいと感じるところもあるかもしれない。その意義の共有を図っていく必要がある。
- 社会福祉法人や企業とのつながる機会も市社協はたくさん持っている。会員との関わりは市社協の強みでもある。
- LINEで登録者にアンケートを行った。市社協は何をやっているのかわからない、堅そうなイメージとの意見もあった半面、公共性が高いことから信頼性もあった。市社協のPRの強化が必要と考える。

7、社協が取り組む上でのねらい、今後の展望等について

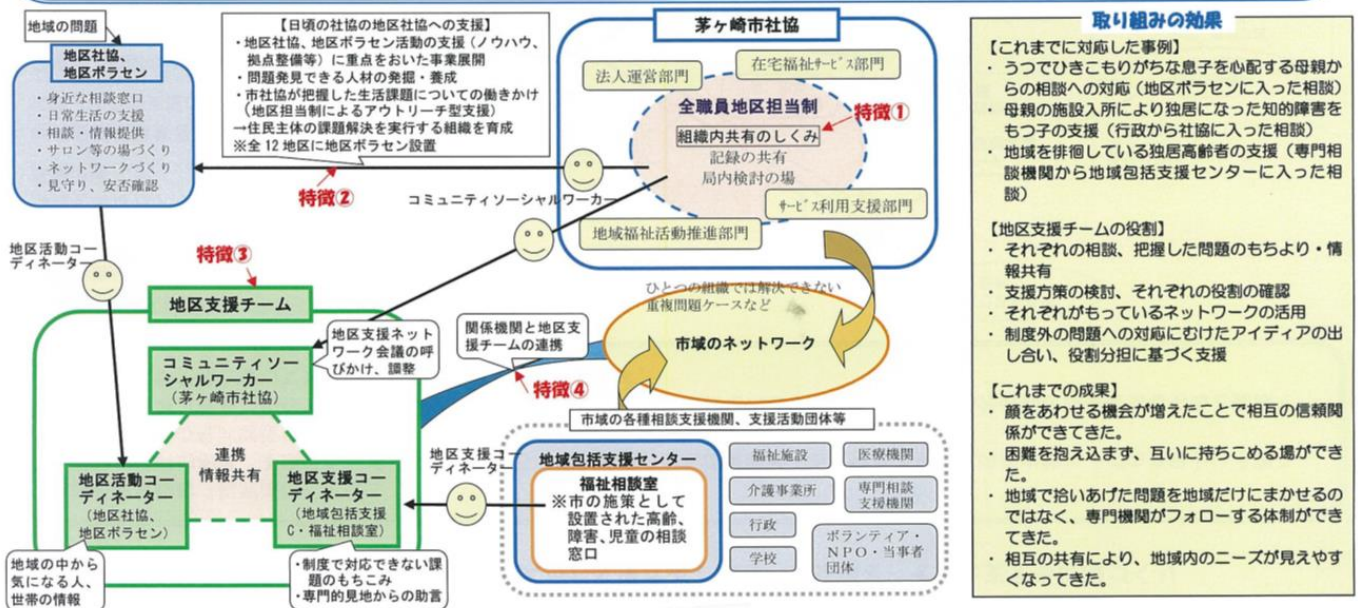
- 「共有シート」をもっと活用し、職員の様々な意見や視点を反映できるようにしたい。これにより、職員のスキルアップにもつながると考える。
- 中堅職員だけでは対応しきれないので、組織マネジメントも含め、外部からのスーパーバイザーを登用したい。
- 以前行ったことのあるグループスーパービジョンは、職員それぞれが考え、意見を出し合えた。この手法でまた事例共有を図りたい。
- 会費や共同募金とのつながりを深め、これからに向けた関係の結び直しを行いたい。

【県社協の役割】

- 新人職員研修の内容を「社協」の理解をすすめる意味で行政に対してもやってほしい。
- 行政とのやり取りや動きの中で「社協」の役割を県社協の立場で発信してほしい。例えば、計画の委員であれば、委員会全体に対してさらりと発言してほしい（市町村社協は事務局のため、発言が自由に行いにくい）。
- 制度説明を市町村社協に対して行ってほしい。幹部層に対してだけでなく、職員層にも神奈川の社協としての方向性は示してほしい。

社協の特性を生かした事業展開例～地区社協エリアを核に専門職と住民活動をつなぐ総合相談体制を構築（茅ヶ崎）

- 社協は“総合相談”という看板を掲げていなくても、それぞれの地域性と特徴を生かし、総合相談を展開しています。茅ヶ崎市社協の特徴は、従来から社協が支援の重点を置いてきた地区社協を核に展開している点です。
- 茅ヶ崎市社協では「地区担当制」により、全正規職員が担当業務に関係なく地区社協（全12地区）の支援にあたりながら、地区の中で住民のちょっとした困りごとに対応する「地区ボランティアセンター」の設置をすすめてきました。（図の特徴1、特徴2）
- こうした取り組みの蓄積をとおして関係を築いてきた地区活動の担い手と、市の施策により地域包括支援センター内に設置された「福祉相談室（高齢分野だけでなく、障害、児童の相談にも対応）」とを茅ヶ崎市コーディネーター配置事業の「地区支援チーム」という地区社協エリアの場でつなげ、専門職と住民活動の連携・協働の総合相談体制をモデル的に展開しています。（図の特徴3）
- この地区支援チームをネットワークの核として、さらに関係機関・団体との連携の輪を広げ、網の目の細かい相談支援体制の構築を目指します。（図の特徴4）



（出典）「かながわの社協からの提案 2014」（2014年、神奈川県社協）9頁

(4) 葉山町社会福祉協議会 (2019 (令和元) 年 11 月 13 日)

1、この数年の社協をとりまく状況の変化、特徴等

○「はやま住民福祉センター」設置 (41 頁資料参照) の背景について

①小地域における個別支援活動の活性化 ⇒町社協の小地域福祉活動部門とボランティアセンターの縦割りが課題になっていた

(※相談を受けたところによって対応が違ってくる問題)

②公的サービスと住民活動の連携にあたり、相談支援により専門的な視点が求められるようになった ⇒相談窓口でソーシャルワーク (アセスメントやケアマネジメントなど) をしっかりやっていく必要性が出てきた。

③社協本来の機能として、相談から地域課題を発見し、住民活動につなげる

⇒例えば、傾聴について言うと、

- ・町内にある傾聴ボランティアは、主に特養で活動している (在宅はやっていなかった)
- ・ボランティアグループの組織化を目的とする研修では、「傾聴以外はやらない」となっていた

【事例】 ケアマネジャーからの依頼で傾聴ボランティアが自宅を訪問した。しかし、実際に求められていたのは「社会的居場所」で、「傾聴」だけではなかった。

【ポイント】 ※ボランティアは、代弁機能や住民ニーズの発見にも期待が持て、民生委員等に次ぐ活動になる。

①アセスメントの実施

②ボランティア養成講座は技術的なことだけではない。

④制度のはざまにある人への対応が課題

⇒社協が断ると、ほかに行き場がない。なんとかならないか。

⑤社協職員の一人仕事の解消

○既存の仕組みの見直し ⇒個とコミュニティの一体的支援へ (2014 (平成 26) 年 4 月～)

①「ボランティアセンター」、「小地域福祉活動部門」を「はやま住民福祉センター」として統合

②地域福祉総合相談事業を「新設」 ⇒問題発生の場合を問題解決の場に

○相談内容について (特に特徴的なこと、傾向等)

・社協活動はニーズが原点と言いながら、地域 (担い手) の支援だけではよくわからなかった。個別支援をやっていると、何が必要かわかってくる。地域支援と個別支援を並行してやっていくことが大切。

○相談やニーズは直接、ケアマネジャーのほか、町の障害福祉課、障害者相談支援事業所、民生委員、小地域福祉活動推進組織等からあがってくる。

○「声」に対して、傾聴だけではない。その原因は何かを探る。ボランティアからの「声」を地域にバトンタッチし、地域で時間をかけてその後の対応を考えていく。これは地域の福祉力、地域のエンパワメントを高めることとなり、ボランティアと小地域福祉活動の関係・連携の一つの形となる。

2、局内全体で共有化するしくみについて (職員研修、ケース検討、局内会議、組織改編等)

○総合相談を自己流でやらないためにスーパービジョンの視点で、また、支援を止めないために今動いているケースを中心に「全ケース検討会」をCSWとスーパーバイザーの5人で月1回程度行っている。

○「サービス」につながって、終わりではない。社協は何を大事にし、何をやるか。常に相談者の「強み」に目を向け、地域での参加の場、役割、受け皿を考える。社協は地域社会にアクセスできるというポジションにあり、社協の「強み」を活かすことが大切である。

○いろんな受け皿を地域でつくれる。人間関係が希薄になって、地域力が低下しているところを包摂できる地域にしていくこと、これは実践的な福祉教育も兼ねることにもなる。

○しかし、生活支援体制整備事業が始まってから、相談事業が思うように動いていない。社協

の総合相談は簡単な業務ではない。専門性が高く、コミュニティワークとセットで考えなければならない（CSWの自覚も）。

職員育成は大事ではあるが、市町村単独では限界で、オール社協でやっていく仕組みが求められている。

○相談窓口は枠組みにとらわれないようにする必要がある。社協内での「情報共有」は必要だが、どこまで共有するかが難しい。「プロセスの共有」ができればいいのではないか。

○町社協で総合相談を行っていても、住民活動を単純に「サービス」と捉えられ、ゴミ出しと電気交換だけだと思われているところがある。住民活動の理解が十分でないと感じる。地域アセスメント、とくに社会資源の理解強化が必要である。

3、地区社協、小地域活動、ボランティア等との連携について

○小地域福祉活動推進組織未設置の地域、ふれあいいきいきサロン、個別支援活動、見守り活動等が実施されていない地域は、組織化や活動など、地域の受け皿を住民と共に作り上げなければ、町社協の総合相談は機能しない。

4、困難ケース、解決につなげるための支援機関等とのネットワークについて

○住民による生活支援の重要な役割に孤立防止、本人の役割や居場所づくり、情緒的な支援¹⁷などが考えられる。行政及び専門職の多くは、住民活動を「サービス」と捉えてしまう傾向があり、町社協が総合相談を行う中での難しさ、課題と考える。一方、地域住民が行う事例検討会に参加するケアマネジャーも出てきた。事例で成功体験を重ねることで日常的に連携できるようになるのではないかと思う。

○CSWが単独で動かないようにしている。

○今後、「逗葉地区コミュニティソーシャルワーク基礎研修」¹⁸で、多職種連携の促進、住民と専門職が協働で実施する新たな活動の創設に力を入れていく。

5、市町村域のしくみ構築にむけた行政との関係づくりについて

○地域福祉（活動）計画に「総合相談」を位置付けたが、まだ、町社協の総合相談事業についての行政の理解が不十分に感じる。今後、包括的支援体制の整備がどうなるのかは注目されるが、行政の方針がわからない。

6、社協特有の機能、強み、専門性とは何か

①地域の情報を把握し、住民活動と顔が見える関係にある。

②地域組織化等コミュニティワークの実践が行える。

③ニーズに対応する住民活動の創設に各種助成金活用の可能性。助成金制度を見直して、プレゼンテーション方式を採用した結果、若者層の新しい団体からの相談が増えている。

④自主事業として人材育成など、総合相談と連動した事業を柔軟に実施できる。

⑤公共性が高く、住民や関係機関等との連携がしやすい。

⑥補助金等により、相談支援に従事する社会福祉士等の有資格スタッフを雇用できる。

7、社協が取り組む上でのねらい、今後の展望等について

○アウトリーチはノープランでは何もできない。町社協が関わっても、何も持たずに行くと、ほぼ拒絶される。何らかの「お土産」を持っていくこと。防災袋を配ることもきっかけになる。心を開いてもらえるにはどうすればよいか。役割をお願いする、サロンのお誘いなど、工夫が求められる。

○これまで以上に高度なソーシャルワーク実践が求められる。役職員育成は地域社協単独では限界があるのではないか。このような時こそ、オール社協で取り組むべきではないか。

○「断らない相談」、「中核機能」について。神奈川県内においては制度を中心とした多職種のネットワークづくりが中心になり、住民の支え合い、小地域福祉活動との連携、地域での孤立防止など、住民参加の視点が薄くなる傾向になるのではないかと危惧する。

¹⁷ 親密感、信頼感、安心感など、情緒的なものを提供することをいう。

¹⁸ 開始当初は葉山町単独で実施していたが、現在は、逗子市と葉山町の行政、社協の4者共催で住民向け、専門職向けの2種類の研修を行っている。

【 はやま住民福祉センターの事業 】

★地域福祉総合相談事業

生活相談や活動相談の総合相談窓口として、住民・福祉関係事業者との連携・協働のもと、個別支援や地域支援、住民福祉活動の情報提供などを行います。

★福祉教育・人づくり事業

住民福祉活動の担い手の発掘や育成のための学習会・研修会、福祉教育などを行います。

★組織化事業

小地域福祉活動推進組織やボランティア・NPO、当事者など、主体的な住民福祉活動の組織づくりや活動を支援します。

★活動資金・物資の支援

住民福祉活動の利便性への支援として、住民福祉活動への助成、社協ボランティア室や活動機材の貸し出しなどを行います。



～お隣同士をもう一人！

社会を広げるお手伝い～



社会福祉法人 葉山町社会福祉協議会

< お問い合わせ先 >

〒240-0112
神奈川県三浦郡葉山町堀内 2220 葉山町福祉文化会館
社会福祉法人 葉山町社会福祉協議会内 はやま住民福祉センター
TEL: 046-875-9889 FAX: 046-876-1873
メール: shakyo@hayamashakyo.com
ホームページ: http://www.hayamashakyo.com/

葉山町社協 検索 クリック

「住民の“困りごと”を住民で“解決”する！」コーディネーター

～「問題発生」の場を「問題解決」の場へ！～



はやま住民福祉センター



生活相談

- 引きこもりや孤立状態など近所の人がか心配
- 話し相手や見守りが必要
- 地域の助けあい活動の利用
- 制度の対象外で行き場がない
- 地域の活動に参加したい など

活動相談

- ★ボランティア活動をしたい
- ★研修・学習の企画に協力して欲しい
- ★新しい活動の相談
- ★住民福祉活動を行う団体を立ち上げたい
- ★特技や職能を活かしたい
- ★金品の寄付をしたい など

【開所日】月～金曜日 8:30～17:15
※祝祭日・年末年始(12月28日～1月3日)除く



地域福祉総合相談事業「6つの特徴」

- ①対象者を決めない相談 ～高齢・障害・児童などの枠にとられない福祉相談です～
- ②断らない相談 ～制度に該当しないなど行き場のない人の受け皿と暮ります～
- ③出向く相談 ～民生委員や地域の方々からの連絡により、SOSを出さない・出せない人に職員が出向きます～
- ④参加の相談 ～一般のボランティア活動相談のほか、孤立防止などのための社会参加への支援も行います～
- ⑤問題解決は住民活動を中心に ～ボランティア・NPO活動や地縁活動などとの連携・協働により問題解決を図ります～
- ⑥各種相談窓口との連携 ～必要に応じて専門職による各種相談窓口などとも連携・協働した問題解決を図ります～

2. 社協・地域福祉事業推進プロジェクト

(1) 名簿

委員名	所 属・役 職
矢島 啓志	茅ヶ崎市社会福祉協議会 事務局長 市町村社協部会事務局長会 幹事長
小島 祐行	清川村社会福祉協議会 事務局長
白倉 博子	海老名市社会福祉協議会 事務局次長 兼総務企画グループ 総括グループリーダー
山下 淳	葉山町社会福祉協議会 はやま住民福祉センター 主幹
豊田 宗裕	聖徳大学 心理・福祉学部社会福祉学科 教授 神奈川県社会福祉協議会OB

(令和元年7月31日現在)

事務局（神奈川県社会福祉協議会 地域福祉推進部）	
渡邊 朋子	地域福祉推進部長
天野 卓	地域福祉推進担当課長
松永 文和	地域福祉推進担当 主幹

(2) 検討経過

開催年月日	主 な 内 容
令和元. 7. 31 令和元. 8. 28 令和元. 9. 30 令和元. 11. 21 令和2. 1. 30	①社協・地域福祉事業推進プロジェクトについて ②課題共有、情報交換等 ③社協・地域福祉事業推進における課題（地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の課題）委員レポート（1） ④委員レポート（1）をふまえた課題共有、情報交換等 ⑤社協・地域福祉事業推進における課題（地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の課題）委員レポート（2） ⑥委員レポート（2）をふまえた課題共有、情報交換等 ⑦論点整理 ⑧「社協の総合相談」に関するヒアリング結果～これからの取り組み、方向性 ⑨社協・地域福祉事業推進プロジェクト・これまでの論点整理（地域共生社会の実現に向けた社協・地域福祉の推進） ⑩社協・地域福祉事業推進プロジェクトのまとめについて ⑪今年度の「社協・地域福祉事業推進 プロジェクト」のまとめについて ⑫「かながわの社協指針」について ⑬次年度の部会事業、プロジェクトについて

(3) 「社協の総合相談」に関するヒアリングの実施

開催年月日	主 な 内 容
令和元. 11. 12 令和元. 11. 13 令和元. 11. 15 令和元. 11. 19	<p>[ヒアリング先]</p> <p>①小田原市社協（遠藤貴文事務局長、谷川祐子主事、栗田知征主事） ②葉山町社協（加藤智史事務局長、山下淳主幹） ③茅ヶ崎市社協（矢島啓志事務局長、加藤絵里担当主査） ④藤沢市社協（伊原敦事務局長、村上尚事務局次長、倉持康雄参与、樋口敬子主幹）</p> <p>[ヒアリング内容]</p> <p>(1) この数年の社協をとりまく状況の変化、特徴等について (2) 個々の職員や各セクションで対応した相談を、局内全体で共有化するしくみについて（職員研修。ケース検討、局内会議、組織改編等） (3) 個別の生活課題、埋もれがちなニーズの早期発見や、社会的孤立の予防につなげるための地区社協、小地域活動、ボランティア等との連携について（そのためのコーディネーターの配置、地域の担い手育成等を含め） (4) 困難ケース等について、さまざまな制度やサービス、その他の地域の資源を活用し、解決につなげるための支援機関等とのネットワークについて (5) 市町村域のしくみ構築にむけた行政との関係づくりについて (6) 社協特有の機能、強み、専門性とは何か (7) 生活困窮者自立支援事業、生活支援体制整備事業、法人後見事業など、この数年間で県内市町村社協の取り組みが広がっている中で、これらの事業を各社協が取り組む上でのねらい、今後の展望等について</p>

※「社協・地域福祉事業推進プロジェクト報告書」「かながわの社協指針 2020」の発行
 （各 1,000 部）

(4) 市町村社協部会「会長会・事務局長会合同セミナー」にて中間報告

開催年月日	主 な 内 容
令和元. 12. 11 （参加者 43 名）	<p>[テーマ] 地域共生社会の実現にむけた包括的支援体制整備 ～「断らない」社会福祉協議会をめざして～</p> <p>[講 義] 「地域共生社会推進検討会・中間とりまとめ」 ～「断らない」社会福祉協議会をめざして～</p> <p>[講 師] 豊田宗裕（聖徳大学教授）</p> <p>[報 告]</p> <p>○社協・地域福祉事業推進プロジェクト（神奈川県社協）・中間まとめ ○「社協の総合相談」に関するヒアリング結果</p> <p>[報告者] 渡邊朋子（神奈川県社協 地域福祉推進部長）</p> <p>[報 告] 社協・地域福祉事業推進プロジェクトに係わる市町村社協から</p> <p>[報告者] 矢島啓志（茅ヶ崎市社協 事務局長） 加藤智史（葉山町社協 事務局長）</p> <p>[会 場] 崎陽軒 ヨコハマジャスト1号館（横浜市西区高島 2-12-6） 8 階 会議室</p>

3. 地域福祉をめぐる国、全社協、神奈川県社協（市町村社協部会等）の動き

年	国等の動き	全社協の指針等	組織運営基盤強化の取り組み	社協事業・活動強化に関する取り組み
1992 平成4		「新・社会福祉協議会基本要項」 ※1962年に「社会福祉協議会基本要項」		
1993 平成5		「ふれあいネットワークプラン21基本構想」 ※新・基本要項をベースに、具体的な推進事業等の提示		
1994 平成6	○「高齢者保健福祉5カ年計画」(新ゴールドプラン)策定			
1995 平成7		「『事業型』推進の指針(改訂版)」		
1996 平成8		「新・ふれあいネットワークプラン21基本構想」		「地域福祉プラン21」(1996~2000) ※県内市町村社協の事業・活動の共通指針として策定
1998 平成10	○特定非営利活動促進法(NPO法)施行 ○社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ)		「住民に信頼される社協をめざして 市区町村社協自主点検項目(第一次案)自主点検運動の実施」(1998・1999年度) ※社会福祉基礎構造改革を視野に入れた職員の問題意識の醸成、社協運営の課題への組織的対応の推進	
1999 平成11	○社会福祉事業法等改正法案大綱骨子 ○国庫補助「福祉活動専門員」の廃止、一般財源化 ○今後5カ年間の高齢者保健福祉施策の方向(ゴールドプラン21)策定		「ビジョンをもとに事業の見直し、財源の検討をー財源のあり方検討委員会報告書」	
2000 平成12	○社会福祉法施行 ※「地域福祉計画」が初めて法上に規定される。 ○介護保険法施行 ○成年後見制度施行	「これからの市区町村社協の運営システムのあり方について」 ※社会福祉法上の位置づけ等をふまえた、社協運営システムの見直し報告(「経営指針」の前身)		
2002 平成14	○「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの住民への訴え)」 ○神奈川県「地域福祉の推進について」(基本指針)制定		「市町村社協部会活動あり方検討委員会報告書ー市町村社協におけるマネジメントの構築と市町村社協主体の部会活動の展開にむけた提案」	「改定地域福祉プラン21」(2001~2005)
2003 平成15		「地域福祉活動計画策定指針ー地域福祉計画策定推進と地域福祉活動計画」 ※市町村地域福祉計画(2003年、社会福祉法上の規定施行)を視野においた、地域福祉活動計画の意義の再整理、策定方策の提示 「市区町村社協経営指針」 ※介護保険、社会福祉法施行のもとでの社協の使命・経営理念の整理 ※社協業務を機能別に4部門に分類		

2004 平成16			「市町村社協におけるトップマネジメント機能の構築にむけて」 ※社協の使命と組織運営、事業展開の一体化をめざしたトップマネジメントのあり方を提示	「改定地域福祉プラン21中間報告」 ※改定地域福祉プラン21推進期間の中間時期における、地域福祉計画を視野においた、地域福祉活動計画の策定・推進の方向性の提示
2005 平成17		「市区町村社協経営指針(改訂)」 「市区町村社協発展・強化計画策定の手引き」 「地域福祉型福祉サービス」のすすめ	「市町村社協の組織運営と役員の法的責任について」 「自己点検」実施	
2006 平成18	○介護保険法改正、地域包括支援センター創設		「神奈川版市町村社協組織運営基盤強化指針」	「第2次改定地域福祉プラン21」
2007 平成19	○「地域における『新たな支え合い』を求めて－住民と行政の協働による新しい福祉－」	「改訂：市区町村社協事務局長の出納業務に関する10のチェックポイント」		
2008 平成20				「コミュニティワーク実践ヒント集－コミュニティワーク実践力向上のための3つの提案」
2011 平成23		「社協職員行動原則－私たちがめざす職員像－」の策定について 「全社協福祉ビジョン2011」		
2012 平成24	○「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」	都道府県社会福祉協議会の当面の活動方針		
2013 平成25	○「社会保障制度改革国民会議報告書」			「コミュニティワーク実践に向けた提案集」
2014 平成26			「これからの『社協の総合相談』の確実な展開にむけて」 ※「かながわの社協からの提案2014」の具現化に向けた社協組織体制のあり方を提示	「かながわの社協からの提案2014－住民が抱える生活課題の解決に向けて－」
2015 平成27	○生活困窮者自立支援法施行 ○介護保険法改正 ※「地域包括ケアシステムの構築」が初出、生活支援コーディネーターの誕生	「全社協福祉ビジョン2011」改定(第2次行動方針) 社協・介護サービス事業推進方針2015	「『社協の総合相談』を進めるために－6つの実践事例とリーダー層職員の動きのヒント」	
2016 平成28	○「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」 ○社会福祉法改正、社会福祉法人の地域貢献の義務が規定	社協介護サービス事業経営の手引き	「市町村社協幹部職員情報交換会報告書」	
2017 平成29	○「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」 ○民生委員制度100周年	「社協・生活支援活動強化方針」 ※深刻な生活課題・孤立などの地域福祉の課題にこたえる社協活動の方向性と具体的な事業展開を「行動宣言」と「アクションプラン」で提示		
2018 平成30	○地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正 ○社会福祉法改正 ○高齢社会対策大綱策定	「社協・生活支援活動強化方針(第2次アクションプラン)」改訂		
2019 令和元		「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック」		
2020 令和2	○少子化社会対策大綱策定 ○改正社会福祉法制定	「全社協福祉ビジョン2020」	「かながわの社協指針2020」 「社協・地域福祉事業推進プロジェクト報告書」	

4. 参考資料・図書

*プロジェクトで取り上げた資料です。

【神奈川県社会福祉協議会】

- ・「コミュニティワーク実践ヒント集 コミュニティワーク実践力向上のための3つの提案 記録・事例検討・ニーズ」（平成20年2月, 神奈川県社会福祉協議会市町村社協部会コミュニティワーク検討会）
- ・「かながわの社協からの提案 2014～住民が抱える生活課題の解決に向けて～」(2014年3月, 神奈川県社会福祉協議会市町村社協部会市町村社協強化プロジェクト)
- ・「『社協の総合相談』を進めるために6つの実践事例とリーダー層 職員の動きのヒント」(平成27年3月, 神奈川県社会福祉協議会市町村社協部会第2次市町村社協強化プロジェクト)
- ・「市町村社協活動現況報告書」(神奈川県社会福祉協議会) 2002年、2007年、2020年
- ・「平成30年度 制度・施策動向に係る市町村行政・社協の取り組みアンケート集計」(2018年6月, 神奈川県社協市町村社協部会)
- ・「市町村、市町村社協における『生活支援体制整備事業』の取り組みに関する調査報告書 ver.4～令和2年2月調査～」(令和2年4月, 神奈川県社会福祉協議会市町村社協部会)
- ・「社協・生活支援コーディネーター活動現況調査報告書」(令和2年4月, 神奈川県社会福祉協議会市町村社協部会)

【都道府県社会福祉協議会】

- ・「市町村社協事業自己評価 集計結果(概要版)ー自己評価の総括及び今後へ向けてー」(平成18年, 奈良県社会福祉協議会)
- ・地域福祉をまちづくりとともに進める研究会「地域福祉をまちづくりとともに進めるための手引き 『地域福祉をまちづくりとともに進める研究会』報告書」(平成28年3月, 兵庫県社会福祉協議会) <https://www.hyogo-wel.or.jp/dl/machizukuri.pdf> (2020年3月31日閲覧)
- ・地域福祉政策研究会「地域福祉推進計画策定・見直しに 地域共生社会の実現に向けた社協活動指針」(2019年3月, 兵庫県社会福祉協議会)
<https://www.hyogo-wel.or.jp/dl/katsudoushishin2019.pdf> (2020年3月31日閲覧)
- ・地域福祉推進委員会地域福祉推進検討ワーキング「東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について 最終まとめ」(平成31年3月, 東京都社会福祉協議会)
https://www.tesw.tvac.or.jp/chosa/documents/chiiki_h31.3.pdf (2020年3月31日閲覧)

【全国社会福祉協議会】

- ・「新・社会福祉協議会基本要項」(平成4年4月1日, 全国社会福祉協議会)
- ・「社協職員行動原則ー私たちがめざす職員像ー」の策定について(平成23年5月18日, 全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会)
- ・「社協・生活支援活動強化方針～地域共生社会の実現に向けた事業・活動の展開～」(2018年, 全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会)
- ・平成31年度都道府県・指定都市社会福祉協議会 部・課・所長会議資料(平成31年4月25日・

26日)

- ・厚労省「地域共生社会の実現に向けた施策の動向と活動への期待」「令和元年度社会福祉協議会全国会議資料」(2019年11月19日,全国社会福祉協議会)
- ・全社協「地域共生社会の実現に向けた社協の事業・組織基盤の強化」「令和元年度社会福祉協議会全国会議資料」(2019年11月19日,全国社会福祉協議会)

【厚生労働省】

- ・「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」(2017年6月28日,厚生労働省)
- ・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)中間まとめ」(概要)(本文)(2019年7月19日,厚労省・地域共生社会推進検討会)
- ・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会)最終とりまとめ」(概要)(本文)(2019年12月26日,厚労省・地域共生社会推進検討会)

【書籍】

- ・岩間伸之・原田正樹著『地域福祉援助をつかむ』(2012年,有斐閣)
- ・日本地域福祉学会編『新版 地域福祉事典』(2006年,中央法規出版)
- ・社会福祉法規研究会編『社会福祉六法 令和2年版』(2019年,新日本法規出版)

社協・地域福祉事業推進プロジェクト報告書

～地域共生社会の実現、包括的支援体制の構築にむけて～

2020（令和2）年3月

発行：社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
市町村社協部会
事務局：社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
地域福祉推進部地域福祉推進担当
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2
かながわ県民センター12階
TEL：045-312-4813・4815
e-mail：tiiki@knsyk.jp